

宮古島市地域防災計画

《参考資料》

《参考資料 目 次》

【災害危険箇所・防災施設等】

資料1-1	重要水防区域内・外の危険予想区域の現況	1
資料1-2	土砂災害警戒区域の現況	1
資料1-3	山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）	2
資料1-4	海岸保全区域指定一覧	3
資料2-1	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧	5
資料2-2	市内医療機関一覧	15
資料2-3	応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等	16
資料2-4	遺体の収容所及び一時安置所一覧表	17
資料2-5	市内文化財一覧表	18
資料2-6	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	21

【災害応急活動体制等】

資料3-1	宮古島市災害対策本部組織図	22
資料3-2	宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構	23
資料3-3	配備体制	32
資料3-4	配備担当	33
資料3-5	配備詳細	37
資料3-6	風水害時の事前対策及び所掌事務	43
資料3-7	気象警報等の伝達系統図	45
資料3-8	火災警報等の伝達系統図	45
資料3-9	地方海上警報等の伝達系統図	46
資料3-10	土砂災害警戒情報の伝達系統図	46
資料3-11	異常現象発見者の通報系統図	46
資料3-12	災害情報連絡系統図	47
資料3-13	防災関係機関の収集情報・連絡系統	49
資料3-14	林野火災時の通報連絡系統図	50
資料3-15	危険物等災害の通報連絡系統図	50
資料3-16	海上災害時の通報系統図	51
資料3-17	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図	52
資料3-18	災害用特設電話	54
資料3-19	県内防災関係機関一覧表	55
資料3-20	自衛隊の災害派遣要請系統図	60
資料3-21	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧	61
資料3-22	ヘリポートの準備要領	62
資料3-23	避難指示者、警戒区域の設定者、及び避難指示等の伝達ルート	64
資料3-24	救急医療における災害発生の連絡系統図	65
資料3-25	緊急輸送道路一覧	67
資料3-26	緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮古圏域）	69
資料3-27	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	70
資料3-28	被災者生活再建支援制度について	75
資料3-29	不発弾処理業務の流れ	77

【条例・基準・応援協定等】

資料4-1	宮古島市防災会議条例	78
資料4-2	宮古島市防災会議委員名簿	80

資料4-3	宮古島市防災会議運営要綱	81
資料4-4	宮古島市災害対策本部条例	83
資料5-1	気象庁震度階級関連解説表	84
資料5-2	特別警報・警報・注意報発表基準	88
資料6-1	九州・山口9県災害時応援協定等	89
資料6-2	災害時における協定一覧	94

【様式等】

資料7-1	災害対策配備要員名簿（様式）	96
資料7-2	災害対策配備要員報告書（様式）	98
資料7-3	災害概況調査票（様式）	99
資料7-4	災害調査票（様式）	100
資料7-5	災害報告様式及び記載方法（様式）	101
資料7-6	自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）	118
資料7-7	避難指示等発令情報（様式）	120
資料7-8	避難者一覧表・避難者名簿（様式）	121
資料7-9	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）	125
資料7-10	食糧品等受払簿（様式）	127
資料7-11	生活必需品等の供給状況（様式）	128
資料7-12	行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）	129
資料7-13	遺体調書等（様式）	131
資料7-14	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）	134
資料7-15	ボランティア登録名簿（様式）	137
資料7-16	罹災証明交付申請書等（様式）	138
資料7-17	義援金等受領書（様式）	141
資料7-18	避難行動要支援者名簿（様式）	142
資料7-19	被災者台帳（様式）	143

参考資料

【災害危険箇所・防災施設等】

資料 1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(1-1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
				延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	下地海岸	3,075	与那覇地区	1,585	与那覇地区	越波	228	41.9	35.0

(1-2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
						延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	島尻海岸	500	島尻地区	500	島尻地区	護岸の崩壊	0	0.7	3

「令和5年度沖縄県水防計画」

資料 1-2 土砂災害警戒区域の現況

市町村名	土砂災害警戒区域等の指定状況							
	計		土石流		急傾斜地の崩壊		地滑り	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
宮古島市	11	0	0	0	9	0	2	0

(2-1) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

〈自然斜面〉

箇所番号	箇所名	位置	地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定
			傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		
I-257	佐良浜(1)	宮古島市 池間添佐那浜	45	540	40.0	59	児童館	1	S51.8.12

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

〈自然斜面〉

箇所番号	箇所名	位置	地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定
			傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	
Ⅱ-242	佐良浜(2)	宮古島市 前里添佐那浜	45	87	13.9	2		無

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

「令和5年度沖縄県水防計画」

参考資料

(2-2) 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

指定区域 (位置)		面積 (a)	地形			被害対象		指定年月日	指定告示番号
市町村	箇所名		傾斜角度	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)			
宮古島市	佐良浜	198.03	45	500	40	50		昭和51.8.12	第272号

「令和5年度沖縄県水防計画」

(2-3) 地すべり危険箇所一覧

地すべりによる危険が予想される箇所

区域名	位置	面積 (ha)	地すべり指定 地の有無	区域内の保全対象			
				河川への影 響 (m ²)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類及び数
平瀬尾神崎	宮古島市 西原	136.4	無			8.0	農道 1100m
与那浜崎	宮古島市	333.0	無			7.1	農道 1450m

「令和5年度沖縄県水防計画」

(2-4) 土砂災害警戒区域

(平成31年3月5日現在)

自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	事務所名
急傾斜地の崩壊	—	大神	宮古島市平良字大神	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	狩俣	宮古島市平良字狩俣	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	西里	宮古島市平良字西里、字 東仲宗根、字東仲宗根添	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	西仲宗根	宮古島市平良字西仲宗 根、字東仲宗根	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	東仲宗根	宮古島市平良字東仲宗根	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	新里	宮古島市上野字新里	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	I-257	佐良浜(1)	宮古島市伊良部字池間添	沖縄県告示 第100号	平成31年 3月5日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	II-242	佐良浜(2)	宮古島市伊良部字前里添	沖縄県告示 第100号	平成31年 3月5日	宮古土木 事務所
急傾斜地の崩壊	—	佐良浜(3)	宮古島市伊良部字池間添	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
地滑り	86	平瀬尾神崎	宮古島市平良	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所
地滑り	87	与那浜崎	宮古島市城辺～平良	沖縄県告示 第200号	平成30年 4月17日	宮古土木 事務所

資料1-3 山地荒廃の現況 (山地災害危険地区一覧)

(3-1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	市町村	地区	保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
						市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
106		10	無	2	無	宮古島市	平良大神	22	2	市道
103		10	無	7	無	宮古島市	城辺福里			農道

「沖縄県地域防災計画資料編 (令和3年6月修正)」

参考資料

(3-2) 地滑り危険地区

危険地区番号 市町村	地区	保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
					市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
103	10	有	43	無	宮古島市	城辺長間	0		市道

「沖縄県地域防災計画資料編（令和3年6月修正）」

(3-3) 農地地すべり危険箇所

地区名	所在地	地積 (ha)	被害の対象			
			農用地 (ha)	農業用施設	人家 (戸)	その他
山川	宮古島市平良東仲宗添山川	40.5	26.3		0	
与那浜崎	宮古島市城辺長間長間底	34.4	13.5		0	
浦底	宮古島市城辺福里浦底	45.5	16.7	浦底ダム	0	県道、保安林

「沖縄県地域防災計画資料編（令和3年6月修正）」

資料 1-4 海岸保全区域指定一覧

(4-1) 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表

(令和5年4月1日現在)

所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示番号	備考
宮古 土 木 事 務 所	島尻海岸	宮古島市平良字島尻	500	昭55. 1. 28	48	
	池間海岸	宮古島市平良字池間	975	昭52. 10. 6	419	変更
			1,042	平8. 2. 27	187	
	上地海岸	宮古島市下地字上地	1,295	昭52. 10. 6	419	
	与那覇海岸	宮古島市下地字与那覇	786	昭52. 10. 6	419	
伊良部海岸	宮古島市伊良部	1,300	昭50. 10. 2	411		

「令和5年度沖縄県水防計画」

(4-2) 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覧表

(令和5年4月1日現在)

所属	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
宮古 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー	狩俣東部	宮古島市平良字狩俣	600	昭47. 4. 25	127	
	西島尻	宮古島市平良島尻	1,380	昭47. 4. 25	127	
	島尻	宮古島市平良狩俣	1,180	昭48. 10. 25	343	
	島尻南	宮古島市平良狩俣～平良大浦	2,300	昭48. 10. 25	343	
	松原	宮古島市平良松原	1,052	平17. 9. 27	635	
	西平安名崎	宮古島市平良狩俣	5,100	昭50. 11. 27	4	
	保良	宮古島市城辺保良	570	昭47. 4. 25	127	
	浦底	宮古島市城辺福里	370	昭47. 4. 25	127	
	長北	宮古島市平良東仲宗根添～城辺長北	1,576	昭47. 10. 26	156	
	新城	宮古島市城辺新城	800	昭50. 11. 27	4	
	佐和田	宮古島市伊良部佐和田	3,708	昭48. 10. 25	343	
	来間	宮古島市下地来間	2,920	昭50. 11. 27	4	
	内浜	宮古島市下地与那覇	1,411	平5. 9. 28	737	
	前浜	宮古島市下地与那覇	3,318 (3,363)	平10. 9. 1 (平5. 9. 28)	666 (737)	指定変更

「令和5年度沖縄県水防計画」

参考資料

(4-3) 水産庁所管海岸保全区域一覧表

(令和5年4月1日現在)

所轄	漁港海岸名	漁港海岸管理者	指定延長(m)	指定年月日	告示番号	備考
宮古農林 水産振興 センター	佐良浜	県	131	昭57. 4. 15	231	
	高野	宮古島市	1,100	昭49. 11. 11	443	
	浦底	宮古島市	890	昭47. 4. 25	127	
	島尻	宮古島市	270	昭47. 4. 25	127	島尻地区
	島尻	宮古島市	500	平3. 3. 8	181	大神地区
	佐和田	県	830	昭48. 10. 25	343	
	博愛	県	515	平15. 3. 28	275	
	久松	宮古島市	160	平16. 3. 9	163	

「令和5年度沖縄県水防計画」

(4-4) 国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覧表

(令和5年4月1日現在)

所轄	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
宮古 土木 事務所	長山港	宮古島市伊良部	720	昭50.10.2	411	重複
	長山港	宮古島市池間添～字伊良部	356.54	昭63.9.6	643	
宮古 島市	平良港	宮古島市平良字大浦	520	昭47.4.25	127	重複
	平良港	宮古島市平良字荷川取	225	昭51.4.22	145	〃
	平良港	宮古島市平良字西原	580	昭55.1.7	5	〃
	平良港	宮古島市平良字久松	325	昭56.3.26	179	〃
	平良港	宮古島市平良字下里	281	昭57.3.25	205	〃
	平良港	宮古島市平良字久貝	335	昭59.11.6	867	〃
	平良港	宮古島市平良字久貝	140	昭60.11.1	862	〃
	平良港	宮古島市平良字下里アマヒサ地区	134.5	昭62.2.13	93	〃
	平良港	宮古島市平良字下里大嶺	97.3	昭63.8.19	608	〃
	平良港	宮古島市平良字下里大嶺	18.7	平4.10.2	790	〃
宮古 土木 事務所	多良間港(前泊)	多良間村字前泊	350	昭和57.7.19	397	
	来間前浜港	宮古島市下地字与那覇	650	昭57.3.20	187	
	水納港(多良間)	多良間村水納	639.15	平成18.8.18	577	指定変更

※1 「重複」とは、海岸法第5条第3項に基づく重複指定のことである

「令和5年度沖縄県水防計画」

(4-5) 陸閘設置箇所一覧表

(令和5年4月1日現在)

海岸名	地区名	設置箇所	施設名称	設置数	海岸管理	関係事務所名
宮古島	池間	宮古島市	陸閘	2	沖縄県	宮古土木事務所
宮古島	伊良部	宮古島市	陸閘	1	沖縄県	宮古土木事務所

「令和5年度沖縄県水防計画」

参考資料

資料 2-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

令和 5 年 7 月 4 日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)	
				洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
1	ツマジ公園	宮古島市下地字洲鎌 570					1	1					1225
2	川満構造改善センター	宮古島市下地字川満 191-1					1	1					45
3	与那覇地区防災センター	宮古島市下地字与那覇 1	(0980) 72-3751				1	1					400
4	宮古島皆愛マンション	宮古島市下地字与那覇 1388-5					1	1					200
5	宮国公民館	宮古島市上野字宮国 1241-3					1	1					65
6	大嶺集落センター	宮古島市上野字宮国 1302-1					1	1					42
7	名嘉山農村総合管理施設	宮古島市上野字宮国 1557-1					1	1					31
8	上野構造改善センター	宮古島市上野字上野 390-2					1	1					45
9	上野中学校（グラウンド）	宮古島市上野字新里 356-1	(0980) 76-6402				1	1			1		15651
10	新里構造改善センター	宮古島市上野字新里 46-2					1	1					52
11	高田農村総合管理施設	宮古島市上野字新里 524-3					1	1					57
12	野原農民研修所	宮古島市上野字野原 1087					1	1					42
13	野原コミュニティ公園	宮古島市上野字野原 295-5					1	1					1000
14	千代田集落場	宮古島市上野字野原 43-4					1	1					20
15	上野公民館	宮古島市上野字野原 708-1	(0980) 76-2483				1	1					102
16	上野小学校（グラウンド）	宮古島市上野字野原 734-2	(0980) 76-6906				1	1			1		7071
17	豊原公民館	宮古島市上野字野原 814-3					1	1					46
18	下南公民館（広場）	宮古島市城辺字下里添 69-1					1	1					1645
19	上区構造改善センター	宮古島市城辺字下里添 905					1	1					64
20	砂川構造改善センター	宮古島市城辺字砂川 218					1	1					66

参考資料

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)	
				洪水	崖崩 れ、土 石流 及び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
21	旧砂川中学校（グラウンド）	宮古島市城辺字砂川	599	(0980)77-4506				1	1			1	9166
22	砂川小学校（グラウンド）	宮古島市城辺字砂川	605	(0980)77-4106				1	1			1	4950
23	久松中学校（グラウンド）	宮古島市平良字久貝	809-1	(0980)72-3247				1	1			1	8425
24	荷川取公園	宮古島市平良字荷川取	149					1	1				1440
25	狩俣集落センター	宮古島市平良字狩俣	1255-1					1	1				92
26	前里添多目的共同利用施設 （大ホール・集会室）	宮古島市伊良部字前里添	536	(0980)72-3751		1							77
27	旧佐良浜小学校（グラウン ド）	宮古島市伊良部字前里添	717					1	1			1	8050
28	伊良部カントリーパーク	宮古島市伊良部字前里添	946	(0980)76-6507				1	1				14000
29	旧伊良部小学校（グラウン ド）	宮古島市伊良部字長浜	1401					1	1			1	11643
30	下地中学校（グラウンド）	宮古島市下地字洲鎌	250	(0980)76-6509				1	1			1	14928
31	下地小学校（グラウンド）	宮古島市下地字洲鎌	305					1	1			1	9675
32	砂川最寄集会所	宮古島市城辺字砂川	624					1	1				36
33	皆福農事集会所	宮古島市城辺字新城	280-1					1	1				31
34	福嶺小学校（グラウンド）	宮古島市城辺字新城	448	(0980)77-4105				1	1			1	12696
35	旧福嶺中学校（グラウンド）	宮古島市城辺字新城	634	(0980)77-4942				1	1				8032
36	新城公民館	宮古島市城辺字新城	745-3					1	1				44
37	西西公民館	宮古島市城辺字西里添	1021-3					1	1				38
38	西城小学校（グラウンド）	宮古島市城辺字西里添	1048	(0980)77-4102				1	1			1	894
39	城東中学校（グラウンド）	宮古島市城辺字西里添	1080	(0980)77-4702				1	1			1	15461
40	吉田地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添	1298					1	1				46
41	西東地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添	158					1	1				40

参考資料

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)	
				洪水	崖崩 れ、土 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
42	西中集落農事集会所	宮古島市城辺字西里添	709-8				1	1					44
43	長北集落センター	宮古島市城辺字長間	2324-3				1	1					46
44	長間自治会公民館	宮古島市城辺字長間	41-1				1	1					36
45	長南公民館（広場）	宮古島市城辺字長間	689-1				1	1					1650
46	比嘉地域総合施設	宮古島市城辺字比嘉	59				1	1					61
47	加治道農村総合管理センター	宮古島市城辺字比嘉	936-1				1	1					57
48	福中集落センター	宮古島市城辺字福里	1196				1	1					46
49	福東集落センター	宮古島市城辺字福里	1403-1				1	1					47
50	福北集落センター	宮古島市城辺字福里	221				1	1					43
51	城辺総合公園	宮古島市城辺字福里	245-3				1	1					20000
52	福里公園	宮古島市城辺字福里	359-1				1	1					1340
53	城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里	619-2	(0980)77-4946			1	1					25505
54	福南公民館（広場）	宮古島市城辺字福里	848-2				1	1					601
55	城辺小学校（グラウンド）	宮古島市城辺字福里	878	(0980)77-4103			1	1				1	1038
56	七又公民館	宮古島市城辺字保良	132				1	1					33
57	保良農村総合管理センター	宮古島市城辺字保良	424				1	1					74
58	吉野公民館	宮古島市城辺字保良	886-2				1	1					60
59	仲原地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字友利	1535				1	1					43
60	友利集落センター（広場）	宮古島市城辺字友利	54-2				1	1					572
61	南小学校（グラウンド）	宮古島市平良字下里	1068	(0980)72-0223			1	1				1	9800
62	平良第一小学校（グラウンド）	宮古島市平良字下里	1141	(0980)72-3030			1	1				1	7113
63	腰原公民館	宮古島市平良字下里	1309				1	1					76

参考資料

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)	
				洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
64	地盛農村公園	宮古島市平良字下里	2118				1	1					2000
65	地盛農村集会場	宮古島市平良字下里	2118				1	1					55
66	宮古島スポーツ観光交流拠点 施設	宮古島市平良字下里	2511-35	(0980) 72-3751			1	1					1200
67	県立宮古総合実業高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里	288	(0980) 72-2249			1	1			1		20063
68	鏡原小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里	3107-2	(0980) 72-3146			1	1			1		5785
69	山中公民館	宮古島市平良字下里	3107- 243				1	1					36
70	七原コミュニティセンター	宮古島市平良字下里	3107- 292				1	1					76
71	鏡原中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里	3107-3	(0980) 72-3147			1	1			1		9996
72	カママ嶺公園	宮古島市平良字下里	407-1	(0980) 72-3751			1	1					2550
73	成川公民館	宮古島市平良字荷川取	1251-8				1	1					46
74	荷川取公民館	宮古島市平良字荷川取	191	(0980) 72-4393			1	1					151
75	市立下崎地区公民館	宮古島市平良字荷川取	486-1	(0980) 73-0044			1	1					68
76	市立久松地区公民館	宮古島市平良字久貝	223	(0980) 72-7997			1	1					321
77	久松小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字久貝	933	(0980) 72-3246			1	1			1		7539
78	狩俣小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣	1242	(0980) 72-5151			1	1			1		6567
79	狩俣中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣	4337	(0980) 72-5203			1	1			1		19185
80	市立西原地区公民館	宮古島市平良字西原	1078-2	(0980) 72-1732			1	1					93
81	西辺小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原	1081	(0980) 72-2114			1	1			1		6924
82	西辺中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原	1138	(0980) 72-4047			1	1			1		14269
83	福山農村研修集会所	宮古島市平良字西原	2344-2				1	1					37

参考資料

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)		
				洪水	崖崩 れ、土 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫			火山 現象	
84	北中学校（グラウンド）	宮古島市平良字西仲宗根	500	(0980)72-9737				1	1				1	11560
85	富名腰コミュニティセンター	宮古島市平良字西里	1114-2				1	1						65
86	盛加農村公園	宮古島市平良字西里	1472-84				1	1						874
87	野原越公民館	宮古島市平良字西里	1859-4				1	1						48
88	北小学校（グラウンド）	宮古島市平良字西里	217	(0980)72-3025				1	1				1	8035
89	県立宮古高等学校（グラウンド）	宮古島市平良字西里	718-1	(0980)72-2118				1	1				1	33399
90	平良中学校（グラウンド）	宮古島市平良字西里	724	(0980)72-2227				1	1				1	8540
91	伊良部地区津波避難施設	宮古島市伊良部字伊良部	1471	(0980)72-3751				1	1					280
92	大神島離島振興コミュニティセンター	宮古島市平良字大神	145	(0980)72-3751				1	1				1	20
93	池間地区防災センター	宮古島市平良字池間	110-2	(0980)72-3751				1	1				1	350
94	旧宮島小学校（グラウンド）	宮古島市平良字島尻	1393					1	1					7150
95	島尻農村研修集会所	宮古島市平良字島尻	1436					1	1					46
96	パーントウの里会館	宮古島市平良字島尻	26					1	1					58
97	盛加越公園	宮古島市平良字東仲宗根	547	(0980)72-3751				1	1					24000
98	東小学校（グラウンド）	宮古島市平良字東仲宗根	698	(0980)73-0919				1	1				1	9289
99	県立宮古工業高等学校（グラウンド）	宮古島市平良字東仲宗根	968-4	(0980)72-3185				1	1				1	18963
100	大野越公園	宮古島市平良字東仲宗根添	1166	(0980)72-3751				1	1					123200
101	細竹公民館（広場）	宮古島市平良字東仲宗根添	1477-2					1	1					135
102	旧宮原小学校（グラウンド）	宮古島市平良字東仲宗根添	2928					1	1					7642
103	とびとり会館	宮古島市平良字東仲宗根添	2941-1					1	1					63
104	大浦農村研修集会所	宮古島市平良字大浦	433-1					1	1					47

参考資料

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定 避難 所との 重複	想定収 容人数 (数値)
				洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
105	旧伊良部中学校（グラウン ド）	宮古島市伊良部字国仲 418					1	1				1	14874

参考資料

(2) 指定避難所

令和5年7月4日現在

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	その他市長が必 要と認める事項	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容人数 (数値)
1	来間島離島振興総合センター (和室)	宮古島市下地字来間 94-1		(0980) 72-3751		13
2	宮古島市役所 (上野庁舎 1 F 厚生室)	宮古島市上野字上野 395-1		(0980) 76-3236		6
3	上野中学校 (体育館)	宮古島市上野字新里 356-1		(0980) 76-6402	1	254
4	上野小学校 (体育館)	宮古島市上野字野原 734-2		(0980) 76-6906	1	301
5	旧砂川中学校 (体育館)	宮古島市城辺字砂川 599		(0980) 77-4506	1	343
6	砂川小学校 (体育館)	宮古島市城辺字砂川 605		(0980) 77-4106	1	199
7	久松中学校 (体育館)	宮古島市平良字久貝 809-1		(0980) 72-3247	1	257
8	旧佐良浜小学校 (体育館)	宮古島市伊良部字前里添 717		(0980) 78-4562	1	220
9	伊良部島小中学校 (体育館)	宮古島市伊良部字池間添 1720		(0980) 78-4563		549
10	下地中学校 (体育館)	宮古島市下地字洲鎌 250		(0980) 76-6509	1	361
11	下地小学校 (体育館)	宮古島市下地字洲鎌 305		(0980) 76-6008	1	285
12	福嶺小学校 (体育館)	宮古島市城辺字新城 448		(0980) 77-4105	1	236
13	西城小学校 (体育館)	宮古島市城辺字西里添 1048		(0980) 77-4102	1	238
14	城東中学校 (体育館)	宮古島市城辺字西里添 1080		(0980) 77-4702	1	259
15	宮古島市役所 (城辺庁舎 1 F 支所前)	宮古島市城辺字福里 600-1		(0980) 77-4905		39
16	城辺小学校 (体育館)	宮古島市城辺字福里 878		(0980) 77-4103	1	229
17	南小学校 (体育館)	宮古島市平良字下里 1068		(0980) 72-0223	1	251
18	平良第一小学校 (体育館)	宮古島市平良字下里 1141		(0980) 72-3033	1	294
19	県立宮古総合実業高等学校 (体育館)	宮古島市平良字下里 288		(0980) 72-2249	1	346
20	鏡原小学校 (体育館)	宮古島市平良字下里 3107-2		(0980) 72-3146	1	163
21	鏡原中学校 (体育館)	宮古島市平良字下里 3107-3		(0980) 72-3147	1	328
22	久松小学校 (体育館)	宮古島市平良字久貝 933		(0980) 72-3246	1	244

参考資料

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	その他市長が必要と認める事項	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容人数 (数値)
23	狩俣小学校 (体育館)	宮古島市平良字狩俣 1242		(0980) 72-5151	1	148
24	狩俣中学校 (体育館)	宮古島市平良字狩俣 4337		(0980) 72-5203	1	446
25	西辺小学校 (体育館)	宮古島市平良字西原 1081		(0980) 72-2114	1	249
26	西辺中学校 (体育館)	宮古島市平良字西原 1138		(0980) 72-4047	1	249
27	北中学校 (体育館)	宮古島市平良字西仲宗根 500		(0980) 72-9737	1	419
28	宮古島市役所 (総合庁舎 1 F ロビー)	宮古島市平良字西里 1140		(0980) 72-3751		428
29	北小学校 (体育館)	宮古島市平良字西里 217		(0980) 72-3025	1	242
30	県立宮古高等学校 (体育館)	宮古島市平良字西里 718-1		(0980) 72-2118	1	601
31	平良中学校 (体育館)	宮古島市平良字西里 724		(0980) 72-2227	1	338
32	大神島離島振興コミュニティセンター (集会室)	宮古島市平良字大神 145		(0980) 72-3751	1	20
33	池間地区防災センター (1 F 避難室)	宮古島市平良字池間 110-2		(0980) 72-3751	1	350
34	東小学校 (体育館)	宮古島市平良字東仲宗根 698		(0980) 73-0919	1	277
35	県立宮古工業高等学校 (体育館)	宮古島市平良字東仲宗根 968-4		(0980) 72-3185	1	306
36	伊良部公民館 (大ホール)	宮古島市伊良部字前里添 1056-1		(0980) 78-3558		137

参考資料

(3) 風水害時指定避難所

NO	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
1	宮古島市役所（総合庁舎）	宮古島市平良字西里 1140	428	1284.0	
2	宮古島市役所（城辺庁舎）	宮古島市城辺字福里 600-1	39	119.0	
3	宮古島市役所（上野庁舎）	宮古島市上野字上野 395-1	6	19.0	
4	伊良部公民館	宮古島市伊良部字前里添 1056-1	137	413.6	
5	来間島離島振興総合センター	宮古島市下地字来間 94-1	13	39.0	
6	大神島離島振興コミュニティセンター	宮古島市平良字大神 145	20	61.4	
7	池間地区防災センター	宮古島市平良字池間 110-2	350	259.7	

(4) 福祉避難所

NO	施 設 名	所 在 地
1	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ケアハウス いけむら	宮古島市平良字荷川取 290
2	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根 1327-1
3	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園	宮古島市平良字西仲宗根 745-7
4	小規模多機能型居宅介護事業所 ともの家	宮古島市平良字西里 162
5	看護小規模多機能型居宅介護 ゴン	宮古島市平良字西仲宗根 1496-7
6	社会福祉法人ユームツ会 青潮園	宮古島市平良字下里 2632-1
7	小規模多機能型居宅介護事業所 きゃーぎ（社協）	宮古島市城辺字長間 1419-1
8	小規模多機能型居宅介護事業所 たかやま	宮古島市上野字新里 420-3
9	社会福祉法人 敬愛会	宮古島市伊良部字長浜 1025-3
10	住宅型有料老人ホームさらはま	宮古島市伊良部字前里添 677-1
11	すこやかホーム	宮古島市伊良部字長浜 1320-1

参考資料

(5) 指定緊急避難場所（津波避難ビル・津波避難タワー等）

NO	名 称	所 在 地	収容力 (人)	標高 (m)
1	与那覇地区防災センター	宮古島市下地字与那覇1	400	3
2	伊良部地区津波避難施設	宮古島市伊良部字伊良部 1471	280	12
3	池間地区防災センター	宮古島市平良字池間 110-2	350	11
4	宮古島皆愛マンション	宮古島市下地字与那覇 1388-5	200	5

(6) 一時指定緊急避難場所

NO	名 称	所 在 地	収容力 (人)	標高 (m)
1	宮古島市スポーツ観光交流拠点施設 (JTAドーム宮古島)	宮古島市平良字下里 2511-35	1,200	40

*標高値は、避難場所・避難所案内板の標高値及び地理院地図（電子国土Web）の標高値による。

参考資料

資料2-2 市内医療機関一覧

No.	施設名	所在番地	施設TEL
1	沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里 427-1	0980-72-3151
2	沖縄県宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476	0980-72-2420
3	第二共済組合同国立療養所 宮古南静園所属診療所	宮古島市平良字島尻 888	0980-72-5321
4	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園 医務室	宮古島市平良字西仲宗根 745-7	0980-72-2422
5	特別養護老人ホーム 宮古の里	宮古島市平良字東仲宗根添 1800	0980-77-2595
6	池村内科医院	宮古島市平良字東仲宗根 194	0980-72-3500
7	きしもと内科医院	宮古島市平良字下里 1555-1	0980-79-0501
8	ドクターゴン診療所	宮古島市上野字宮國 746-17	0980-76-2788
9	砂川内科医院	宮古島市平良字西里 796-3	0980-73-0037
10	特別養護老人ホーム松風園 (医務室)	宮古島市伊良部字長浜 1025-3	0980-78-5111
11	特別養護老人ホーム しもじ長生園 (医務室)	宮古島市下地字嘉手苺 660-2	0980-76-3330
12	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原 552-1	0980-73-1100
13	徳洲会伊良部島診療所	宮古島市伊良部字前里添 639-2	0980-78-6661
14	くらはし整形外科クリニック	宮古島市平良字西里 782-1	0980-75-5550
15	いしみねクリニック	宮古島市平良字西里 269-5	0980-75-5878
16	たいら内科	宮古島市平良字東仲宗根 572-6	0980-73-8115
17	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉 628-5	0980-77-4693
18	ドクターゴン四島診療所	宮古島市平良字西里 267	0980-79-5164
19	社会福祉法人ユームツ会 青潮園 診療所	宮古島市平良字下里 2632-1	0980-72-7795
20	下地診療所	宮古島市下地字上地 634-1	0980-74-7878
21	比嘉内科胃腸科医院	宮古島市平良字下里 5	0980-73-2161
22	中村胃腸科内科	宮古島市平良字下里 1259-1	0980-75-3232
23	宮古島リハビリ温泉病院	宮古島市平良字東仲宗根添 1898-7	0980-73-0800
24	いけむら外科・胃腸科・肛門科	宮古島市平良字西里 978-2	0980-73-6300
25	医療法人 おおはらクリニック	宮古島市平良字下里 1099-3	0980-72-9806
26	いけむら小児科	宮古島市平良字西里 978-2	0980-73-4970
27	ひが小児科	宮古島市平良字西里 781-5	0980-73-1477
28	医療法人 一二三会 こうむら眼科	宮古島市平良字久貝 1064-10-1	0980-73-4123
29	下地眼科医院	宮古島市平良字下里 577-1	0980-73-2228
30	真壁眼科	宮古島市平良字西里 787-1	0980-73-2200
31	医療法人 たぶの木 うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良字下里 1477-4	0980-73-3854
32	医療法人みやこクリニック	宮古島市平良字東仲宗根 596	0980-73-4103
33	みやぎMS.クリニック	宮古島市平良字久貝 1068-15	0980-75-0722
34	奥平産婦人科医院	宮古島市平良字下里 1259-1	0980-72-3026
35	医療法人愛泉会砂川整形外科医院	宮古島市平良字西里 352	0980-72-2366
36	松田整形外科医院	宮古島市平良字久貝 787-1	0980-73-3300
37	原皮ふ科	宮古島市下地字上地 430-4	0980-76-3838
38	稲村耳鼻咽喉科	宮古島市平良字久貝 669-1	0980-74-1187
39	レオクリニック	宮古島市平良字下里 1578-8	0980-79-0923
40	こころのクリニックていんぬぼう	宮古島市平良字下里 1245-9 正ビル 1F	0980-74-3900
41	ひさまつクリニック	宮古島市平良字久貝 980-7	0980-79-9191
42	H i r a r a生活習慣病クリニック	沖縄県宮古島市平良東仲宗根 869-4	0980-73-0020

参考資料

資料 2-3 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

(宮古島市消防本部)

所 管	種 別	タンク容量 (ℓ)	保有数 (台)	備 考
消 防 署	水槽付きポンプ車	3,000 2,000	1 1	平良字下里 1792-6 TEL 72-4358 FAX 73-1682
	タンク車	10,000	1	
上野出張所	水槽付きポンプ車	5,000	1	上野字新里 235-253 TEL 76-2086 FAX 76-3514
伊良部出張所	水槽付きポンプ車	2,000	1	伊良部字前里添 1100-11 TEL 78-3553 FAX 78-4962
	タンク車	5,000	1	

(宮古島市水道部)

種 別	容 量 (ℓ)	保有数 (個)	所 管	備 考
非常用飲料水袋	6	2000	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 1140 tel72-2652・72-2653 fax72-2647
車載用(2t) 給水タンク	1,500	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 1140 tel72-2652・72-2653 fax72-2647
車載用(2t) 給水タンク (ポンプ付)	1,500	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 1140 tel72-2652・72-2653 fax72-2647
給水コンテナ	1,000	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 1140 tel72-2652・72-2653 fax72-2647

参考資料

資料2-4 遺体の収容所及び一時安置所一覧表

番号	施設名	電話番号	面積 (㎡)	床構造	水道	所有者等		駐車場面積 (㎡)	収容可 能人数	連絡責任者	電話番号
						所有・管理者	電話番号				
1	宮古島市総合体育館	0980 73-4469	4,100	板張り	有り	スポーツ振興課	(職) 73-4469	386 体育館横の空き 地 (5,700)	2,050	スポーツ振興 課長	(職) 73-2691
2	宮古島市下地勤労者体 育センター	0980 76-6968	1,629	板張り	有り	スポーツ振興課	(職) 77-4942	3,523	814	スポーツ振興 課長	(職) 73-2691
3	宮古島市上野体育館	0980 76-2811	3,333	板張り	有り	スポーツ振興課	(職) 77-4942	4,182	1,666	スポーツ振興 課長	(職) 73-2691
4	伊良部公民館	0980 78-3558	1,504	プラスチック タイル	有り	中央公民館	(職) 77-4942	3,584	600	生涯学習振興 課長	(職) 77-4946
5	大神島離島振興コミュ ニティセンター		219	ビニール床 タイル	有り	宮古島市長	(職) 72-3751	138	109	財政課長	(職) 72-3751

※ 緊急連絡先：総務課・防災危機管理係 72-3751（代表）直通 73-1961 携帯 090-3796-0180

※ 面積は建物の床面積、駐車場の面積はおおよその面積である。

参考資料

資料 2-5 市内文化財一覧表

文化財（遺跡・史跡・御獄）

名 称		種 別	所 在 地	指定状況	指定年月日
豊見親墓	仲宗根豊見親の墓	建造物史跡	平良字西仲宗根真玉 3-4	国指定 県指定	平成 5. 4. 20 昭和 31. 2. 22
	アトシマ墓	建造物	平良字西仲宗根 3-32	国指定	平成 5. 4. 20
	知利真良豊見親の墓	建造物	平良字西仲宗根 3-34	国指定	平成 5. 4. 20
大和井		史跡	平良字西仲宗根土川 385 番地 不在手 369 番地	国指定	平成 4. 12. 18
大野越排水溝		建造物	平良字東仲宗根添 1166-289	国登録	平成 19. 7. 31
旧西中共同製糖場煙突		建造物	城辺字西里添西底原 621-6	国登録	平成 25. 6. 21
旧仲宗根氏庭園		記念物	平良字西仲宗根 281、281-3	国登録	平成 28. 10. 3
先島諸島 火番盛	池間遠見	史跡	平良字池間	国指定	平成 19. 3. 23
	来間遠見	史跡	下地字来間	国指定	平成 19. 3. 23
	狩俣遠見	史跡	平良字狩俣	国指定	平成 19. 3. 23
	砂川遠見	史跡	城辺字砂川	国指定	平成 19. 3. 23
	島尻遠見	史跡	平良字島尻	国指定	平成 19. 3. 23
	大神遠見	史跡	平良字大神	国指定	平成 26. 3. 18
ドイツ皇帝博愛記念碑		史跡	平良字西里 182-5	県指定	昭和 31. 2. 22
上比屋山遺跡		史跡	城辺字砂川前原 1007-1、 1012、1017、1024、1030-1、 1030-2	県指定	昭和 31. 2. 22
野原岳の霊石		史跡	上野字野原鏡原 1190-189 他	県指定	昭和 31. 2. 2
スムリャーミャーカ		史跡	下地字来間 248 番地	県指定	昭和 50. 2. 13
下地町の池田缸		史跡	下地字上地ツボヤ 709-2、 547-2 番地	県指定	昭和 52. 7. 11
喜佐真御獄		有形民俗	下地字川満喜佐真 472	県指定	昭和 56. 2. 9
城辺町の友利のあま井		有形民俗	城辺字砂川東表原 1137	県指定	昭和 56. 3. 30
ウイピャームトウの祭場		有形民俗	城辺字砂川前原 1030-2	県指定	昭和 56. 11. 5
高腰城跡		史跡	城辺字比嘉仲尾嶺 1521-3、 11、14、15	県指定	平成 3. 8. 2
漲水御嶽と石垣		史跡	平良字西里 8	市指定	昭和 49. 8. 29
観音堂経塚		史跡	平良字西里 2	市指定	昭和 49. 8. 29
漲水石畳道		史跡	平良字西里・漲水	市指定	昭和 49. 8. 29
下地仁屋利社の墓碑		史跡	平良字西仲宗根 611-1	市指定	昭和 49. 9. 12
サバウツガー		史跡	伊良部字前里添 553-1	市指定	昭和 50. 8. 1
祥雲寺の石垣		史跡	平良字西里 4	市指定	昭和 50. 12. 11
盛加ガー		史跡	平良字東仲宗根 200	市指定	昭和 50. 12. 11
大嶽城跡		史跡	上野字野原 1190-189 他	市指定	昭和 51. 7. 5
御船の親御嶽		史跡	上野字新里 72	市指定	昭和 51. 7. 5
西銘御嶽		史跡	平良字東仲宗根添 2672	市指定	昭和 52. 3. 16
島尻元島とシナカガー		史跡	平良字島尻 1484~1501、1512	市指定	昭和 53. 2. 7
四島の主の墓		史跡	平良字狩俣 4249	市指定	昭和 53. 3. 6
スサビミャーカ		史跡	伊良部字伊良部 1304	市指定	昭和 53. 11. 15
鏡原馬場跡		史跡	平良字下里 3034-20	市指定	昭和 54. 2. 6

参考資料

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	指定年月日
ドイツ商船遭難之地碑	史跡	上野字宮国 749-4	市指定	昭和 54. 3. 9
アナ井	史跡	上野字宮国 715	市指定	昭和 54. 3. 9
アマ井	史跡	上野字宮国 527	市指定	昭和 54. 3. 9
テマカ城跡	史跡	上野字宮国 1557-1	市指定	昭和 54. 3. 9
好善ミガガマ御嶽	史跡	上野字宮国 755, 755-2	市指定	昭和 54. 3. 9
下地島巨岩	史跡	伊良部字佐和田 1742-1 下地島端	市指定	昭和 54. 6. 1
ヤマトブー大岩	史跡	伊良部字池間添 923-1	市指定	昭和 54. 8. 3
松村家の井戸の縁石	史跡	下地字洲鎌 433	市指定	昭和 55. 1. 10
アラガー	史跡	伊良部字佐和田 1482-5	市指定	昭和 55. 6. 26
川満大殿の古墓	史跡	下地字洲鎌 280	市指定	昭和 51. 11. 1
来間川 (泉)	史跡	下地字来間 99	市指定	昭和 51. 11. 1
与那覇支石墓	史跡	下地字与那覇 201	市指定	昭和 51. 11. 1
ピンザアブ遺跡	史跡	上野字野原 1190-225	市指定	昭和 56. 3. 27
フナハガー	史跡	伊良部字伊良部 1365	市指定	昭和 56. 7. 28
神里ガー	史跡	伊良部字仲地 271	市指定	昭和 56. 7. 28
ダキフガー	史跡	伊良部字伊良部 24	市指定	昭和 56. 12. 23
住屋遺跡 (俗称・尻間)	史跡	平良字西里 188	市指定	昭和 57. 10. 21
ミスズマ遺跡の井戸	史跡	平良字松原 949	市指定	昭和 58. 3. 24
マムヤの屋敷跡・機織り場・墓	史跡	城辺字保良 974-6、974-69 城辺字平安名 1221-2	市指定	平成 3. 4. 9
野城泉	史跡	城辺字福里 2-8	市指定	平成 3. 4. 9
金志川泉	史跡	城辺字友利東島下 455	市指定	平成 6. 4. 12
保良元島遺跡	史跡	城辺字保良北久場間 970-1・7・44、北久場間 1221-66・67・184、平安名 1221-1	市指定	平成 6. 4. 12
ピヤーズ御嶽 (クンマウキヤー)	史跡	伊良部字池間添 954	市指定	平成 6. 6. 25
乗瀬御嶽	史跡	伊良部字伊良部 1391-10	市指定	平成 6. 6. 25
佐和田ユークイ	史跡	伊良部字佐和田 248	市指定	平成 6. 6. 25
カナマラアブ	史跡	伊良部字池間添 1261-53	市指定	平成 6. 6. 25
ウスバリアブ	史跡	伊良部字池間添 2304-1	市指定	平成 6. 6. 25
タウワインミィアブ	史跡	伊良部字池間添 1036-8	市指定	平成 6. 6. 25
アブガーNo.1	史跡	伊良部字池間添 1261-5	市指定	平成 6. 6. 25
アブガーNo.2	史跡	伊良部字池間添 1177-1	市指定	平成 6. 6. 25
ヌドクビアブ	史跡	伊良部字池間添 2303-28	市指定	平成 6. 6. 25
ティーズアブ	史跡	伊良部字池間添 2321-14	市指定	平成 6. 6. 25
黒浜御嶽	史跡	伊良部字佐和田 1181-1	市指定	平成 6. 6. 25
クバカ城跡	史跡	下地字嘉手苺 181	市指定	平成 7. 12. 11
海軍特攻艇格納秘匿壕	史跡	平良字狩俣 2569-1	市指定	平成 16. 4. 15
大川	史跡	平良字西仲宗根 359	市指定	平成 17. 5. 30
仲屋金盛ミヤーカ	史跡	平良字東仲宗根 274-1	市指定	平成 19. 4. 25
大立大殿ミヤーカ	史跡	平良字下里 108-26	市指定	平成 24. 8. 28
「乾隆三十六年大波」碑	史跡	下地字与那覇 839-1	市指定	平成 28. 6. 16
旧西中製糖場跡	史跡	城辺字西里添 621-1 地内	市指定	平成 29. 11. 22
アラフ遺跡	史跡	城辺字新城 1538	市指定	平成 30. 12. 28

参考資料

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	指定年月日
佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕	史跡	城辺字下里添ウズラ嶺 1065番地 12	市指定	令和 2. 4. 7
キヤーザ井	有形民俗	上野字新里 1380-1	市指定	昭和 51. 7. 5
スカブヤー御嶽	有形民俗	上野字宮国 961、960 他	市指定	昭和 51. 7. 5
魚垣	有形民俗	伊良部字佐和田礁湖内	市指定	昭和 54. 5. 11
赤崎御嶽	有形民俗	下地字与那覇 1437	市指定	昭和 56. 2. 17
ツヌジ御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 571-1	市指定	昭和 56. 2. 17
真屋御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 469-1	市指定	昭和 56. 2. 17
赤名宮	有形民俗	下地字上地 709-1	市指定	昭和 56. 2. 17
野加那泉	有形民俗	城辺字比嘉 1624	市指定	平成 3. 1. 8
イスウガー (磯井)	有形民俗	平良字狩俣 4424-1	市指定	平成 6. 5. 9
クスヌガー (後の井戸)	有形民俗	平良字狩俣 4422	市指定	平成 6. 5. 9
ぐすくべのアギイス (力石)	有形民俗	城辺字保良 132	市指定	昭和 14. 5. 14
ぐすくべのアギイス (力石)	有形民俗	城辺字新城 745-3	市指定	昭和 14. 5. 14
ぐすくべのアギイス (力石)	有形民俗	城辺字西里添 709-8	市指定	昭和 14. 5. 14
七又のミーマガー	有形民俗	城辺字福里 1878-2	市指定	昭和 14. 5. 14
山川ウプカー	有形民俗	城辺字長間 315	市指定	昭和 14. 5. 14
久松みゃーか (巨石墓) 群	建造物	平良字久貝 222、平良字松原 37、字松原 154(一部)、字松原 187	市指定	昭和 49. 8. 29
西ツガ墓	建造物	平良字下里 199-1	市指定	昭和 52. 3. 16
平良第一小学校の正門と石垣	建造物	平良字西里 633、下里 1141-1	市指定	平成 11. 8. 20
瑞福隧道	建造物	城辺字比嘉 829-2、839-6、839-8 他	市指定	平成 14. 5. 14
ミヤーツ墓	建造物	下地字洲鎌 732-1 地内	市指定	平成 29. 11. 22

参考資料

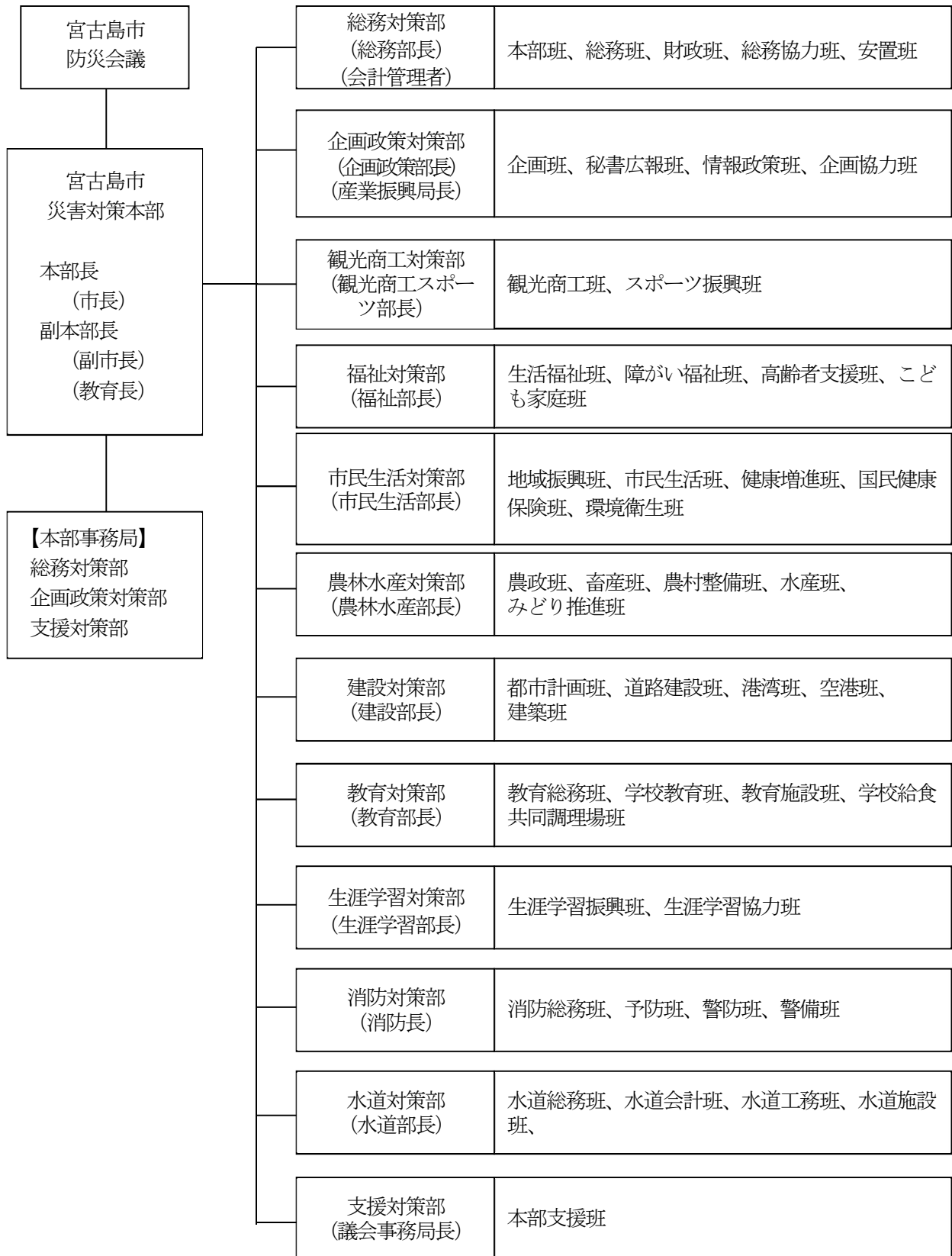
資料 2-6 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号	FAX番号
医療施設	第二共済組合国立療養所 宮古南静園所属診療所	平良字島尻 888	72-5321	-
医療施設	ドクターゴン診療所	上野字宮國 746-17	76-2788	76-2752
医療施設	原皮ふ科	下地字上地 430-4	76-3838	-
高齢者施設	笑園	平良字大浦 130-54	72-6886	72-6886
高齢者施設	デイサービス かぜの詩	平良字大浦 130-57	73-5727	73-5726
高齢者施設	デイサービス えがお	伊良部字佐和田 1539	78-5123	78-5606
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護事業所 きゅ〜ぬふから舎	平良字池間 90-6	75-2870	75-2872
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム でいご	下地字川満 1676-2	76-6166	-
高齢者施設	クラセール下地	下地字上地 324	79-5015	-
高齢者施設	デイサービス がんずう	下地字川満 1676-2	76-6166	-
学校教育施設	池間小中学校	平良池間 903	75-2013	75-2330
保育施設	竹の子保育園	平良字下里 215-4	73-2621	73-3883
保育施設	市立池間幼稚園(※休園中)	平良池間 887	906-0421	-
児童クラブ	放課後児童クラブたいら	平良字西仲宗根 2-5 北棟 2F	080-9105-8031	-

【災害応急活動体制等】

資料 3-1 宮古島市災害対策本部組織図

(令和6年2月現在)



参考資料

資料3-2 宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
総務対策部	総務部長	本部班	防災危機管理課長	防災危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事。 4 災害活動全般に関わる配備体制の指示伝達に関する事。 5 気象情報等の収集・広報伝達に関する事。 6 避難指示等の発令及び指定緊急避難場所の開設に関する事。 7 自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援要請、及び応援受け入れに関する事。 8 ヘリコプターの派遣要請に関する事。 9 地区防災計画等による地区と連携した応急対策に関する事。 10 災害救助法の適用手続きに関する事
		総務班	総務課長	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び各部への連絡調整に関する事。 2 自治会との避難所設置、その他連絡調整に関する事。 3 非常通信の運用及び災害の啓発運動に関する事。 4 被害状況の収集総括に関する事。 5 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事。 6 罹災証明の発行に関する事。 7 被災者台帳の作成に関する事。 8 遺体の処理に関する事。 9 埋葬手続きに関する事 10 物資輸送拠点の確保に関する事。
		財政班	財政課長	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 2 市有車両等の管理及び配車に関する事。 3 庁舎の防災及び保全対策に関する事。 4 災害対策の予算措置に関する事。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
総務対策部	総務部長	総務協力班	納税課長	納税課員	1 各部被害状況の調査収集及び報告に関すること。 2 被災者に対する市税の徴収猶予に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。
			税務課長	税務課員	1 被災者に対する市税の減免に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
			契約検査課長	契約検査課員	1 他の班の協力支援に関すること。
			会計課長	会計課員	1 災害対策本部の出納に関すること。 2 義援金等の受け入れ、管理・保管に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。
		安置班	総務課長	各部各班からの応援をもって結成	1 状況に応じ、本部長の指示により結成され、遺体安置所の開設、遺体の収容、安置全般に関すること。
企画政策対策部	企画政策部長	企画班	企画調整課長	企画調整課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 救援物資等の受け入れ及び配給に関すること。
		秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	1 本部長、副本部長との連絡調整に関すること。 2 災害記録の収集に関すること。 3 災害に係る広報・広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害対応への要望等の処理に関すること。
		情報政策班	情報政策課長	情報政策課員	1 通信回線や通信機器の確保、庁内LANに関すること。 2 被災情報、避難や救援の実施状況、災害等への対応状況。 3 安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの集積、整理及び集約に関すること。(安否情報システムLGWANの活用)
		企画協力班	働く女性の 家館長	働く女性の 家館員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
			エコアイラ ント推進課 長	エコアイラ ント推進課 員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。 3 所管の被害調査及びその対策に関すること。
			産業振興局 長	産業振興課 員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
観光商工対策部	観光商工スポーツ部長	観光商工班	観光商工課長	観光商工課員	<ol style="list-style-type: none"> 観光・商工物産関係の調査及びその対策に関すること。 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関すること。 観光客への情報提供及び避難誘導、帰宅支援に関すること。 外国人観光客の被害状況調査及び収集に関すること。 外国人観光客の通訳ボランティア対応に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 交流推進関係の調査及びその対策に関すること。 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 被災者への食糧、生活必需品の調達及び配給に関すること。
福祉対策部	福祉部長	生活福祉班	生活福祉課長	生活福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 部内の連絡調整に関すること。 災害救助法適用後の事務（総括）及び被服、寝具その他生活必需品の給与及び生業に必要な資金又は資料の給与又は貸与に関すること。 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること。 避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 被災者の生活資金等の融資相談に関すること。（社協等関係団体への案内） 社会福祉施設等の被害状況等の把握に関すること。 福祉避難所の開設に関すること。 一般ボランティア及び介護業務に係る専門ボランティアの受け入れに関すること。 部内の他班に属さないこと。
		障がい福祉班	障がい福祉課長	障がい福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 身体障がい者、知的障がい者等、避難行動要支援者の誘導及び災害支援対策に関すること。 他の班の協力支援に関すること。 市内の関係機関団体（障がい者等）との連絡調整に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	高齢者支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者等、避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。 他の班の協力支援に関すること。 市内の関係機関団体（介護施設等）との連絡調整に関すること。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
福祉対策部	福祉部長	こども家庭班	こども家庭局長	こども家庭局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 ひとり親の災害支援対策に関する事。 3 市内の保育施設等との連絡調整に関する事。 4 他の班の協力支援に関する事。
		地域振興班	地域振興課長	地域振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。
		市民生活班	市民課長	市民課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導及び避難所の設置に関する事。 2 避難者の収容及び避難所の運営、管理に関する事。 3 避難所における被災者の支援に関する事。 4 被災者及び救援物資の輸送に関する事。 5 安否情報リストの作成に関する事。 6 市内在外国人の被害調査及び収集に関する事。 7 通訳ボランティアの受け入れ窓口に関する事。 8 埋葬手続きに関する事
		健康増進班	健康増進課長	健康増進課員及び医療専門職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の編成・派遣及び被災者の応急救護に関する事。 2 医療及び助産に関する事。 3 医薬品及び衛生資材の調達、配分に関する事。 4 医療救護所の設置及び運営に関する事。 5 市が行う医療救護活動の統括と、地域医療本部への連絡に関する事。 6 市内にある医療機関との連絡調整に関する事。 7 県医療本部及び地域医療本部が行う輸送及び救護活動等への支援に関する事。 8 医師、看護師、助産師、保健師等の専門ボランティアの受け入れに関する事。 9 被災者の健康管理とこころのケアに関する事。 10 感染症対策（臨時予防接種）に関する関係機関との連絡調整に関する事。
市民生活対策部	市民生活部長	国民健康保険班	国民健康保険課長	国民健康保険課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所での炊き出しに関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
市民生活対策部	市民生活部長	環境衛生班	環境衛生局長	環境保全課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地域の環境衛生に関わる感染症対策に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。 3 浸水家屋の衛生消毒に関すること。 4 動物の死体の収容及びその処置に関すること。 5 動物の保護、収容に関すること。
				衛生施設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の収集運搬、仮置場の設置に関すること。 2 ゴミ及びし尿収集運搬、処理及び仮設便所の設置に関すること。 3 廃棄物処理計画に関すること。
				下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設に関する被害調査及びその応急対策に関すること。 2 雨水幹線の警戒巡視に関すること。 3 避難所における仮設トイレの設置に関すること。
農林水産対策部	農林水産部長	農政班	農政課長	農政課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 部内の他班に属さないこと。
		畜産班	畜産課長	畜産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
		農村整備班	農村整備課長	農村整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
		水産班	水産課長	水産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体と連絡調整に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 他の班の協力支援に関すること。
		みどり推進班	みどり推進課長	みどり推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体と連絡調整に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 他の班の協力支援に関すること。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
建設対策部	建設部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 5 応急仮設住宅の供与に関すること（公園等の土地の提供）。 6 部内の他班に属さないこと。
		道路建設班	道路建設課長	道路建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 地すべり、急傾斜地域等々の警戒巡視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 水防に関すること。 6 交通不能箇所及び通行路線の把握に関すること。 7 部内の他班に属さないこと。
		港湾班	港湾課長	港湾課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 災害時における公有水面（海面に限る）の管理に関すること。 4 所管の関係団体との連絡調整に関すること。
		空港班	空港課長	空港課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設関係の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。
		建築班	建築課長	建築課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 応急仮設住宅の供与維持管理及び入退去に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 4 住宅の被災調査に関すること。 5 他の班の協力支援に関すること。 6 住宅の応急修理に関すること。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 職員の動員及び配置に関すること。 3 所管の災害対策に必要な経費に関すること。 4 部内の他班に属さないこと。 5 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 6 避難所の開設に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課員 宮古島市立 教育研究所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 応急教育計画及び教育指導に関すること。 3 児童生徒に対する学用品等の給付・配布に関すること。 4 学校職員の動員や児童生徒の臨時休校等、学校運営に関すること。 5 罹災児童・生徒の保健管理に関すること。
		教育施設班	教育施設課長	教育施設班員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
		学校給食共同調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所における救援炊き出し支援に関すること。
生涯学習対策部	生涯学習部長	生涯学習振興班	生涯学習振興課長	生涯学習振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 部内の他班に属さないこと。
		生涯学習協力班	図書館長	図書館員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。
			中央公民館長	公民館員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。
		総合博物館長	総合博物館員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。 	

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
消防対策部	消防長	消防総務班	消防総務課長	消防総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材及び物品の調達に関すること。 2 関係機関及び部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他班に属さないこと。
		予防班	予防課長	予防課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査に関すること。 2 危険物施設の保安に関すること。 3 罹災証明の発行に関すること。 (火災・家屋等の浸水) 4 避難所等における燃料（L P ガス等）の保安管理に関すること。
		警防班	警防課長	警防課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害、火災その他災害の記録に関すること。 2 機械器具の整備及び調達に関すること。 3 非常通信及び関係機関（緊急消防援助隊等）への応援要請に関すること。 4 気象情報等の収集・広報伝達に関すること。 5 海岸、堤防、溝路及び水路の災害応急対策、被害調査に関すること。 6 団員の招集に関すること。 7 救急・救助に関すること。 8 消防水利に関すること。
		警備班	消防署長	第一警備課員 第二警備課員 第三警備課員 消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関すること。 2 職員の招集及び配置に関すること。 3 救急・救助及び行方不明者の捜索に関すること。 4 水害、火災、その他の災害の警戒、鎮圧、救助に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。 6 団員の配置に関すること。

参考資料

災害対策組織					所掌事務
部	部長	班	班長	班員	
水道対策部	水道部長	水道総務班	水道総務課長	水道総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 職員の動員及び配置、輸送に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 給水・配水の計画に関する事。 5 水道災害対策に必要な経理に関する事。 6 機材及び物品の調達に関する事。 7 県企業局及び関係業者との連絡調整に関する事。 8 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。 9 部内の他班に属さない事。
		水道会計班	水道会計課長	水道会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の班の協力支援に関する事。
		水道工務班	水道工務課長	水道工務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその応急対策に関する事。 2 給水、その他必要事項の住民への広報に関する事。
		水道施設班	水道施設課長	水道施設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその応急対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 給水・配水の計画に関する事。 4 給水、その他必要事項の住民への広報に関する事。
支援対策部	議会事務局長	本部支援班	議会事務局長	議会事務局員 選管事務局員 監査委事務局員 農委事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部への協力支援に関する事。

資料3-3 配備体制

区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備体制内容	○気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制の初動配備	○災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動。	○気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。	○局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。	○市全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。
指揮	指揮：防災危機管理課長	指揮：副市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長
配備要員	防災危機管理課長 防災危機管理課員	災害警戒本部員 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工スポーツ部長、産業振興局長、福祉部長、市民生活部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、水道部長、議会事務局長、会計管理者、環境衛生局長、こども家庭局長	災害対策本部員 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工スポーツ部長、産業振興局長、福祉部長、市民生活部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、水道部長、議会事務局長、会計管理者、環境衛生局長、こども家庭局長		

資料3-4 配備担当

※交1は災害警戒本部員の交代要員を示す。

※（ ）内の数値は予備体制を示す。

課等	災害警戒準備体制	災害警戒本部			災害対策本部			
		地震・津波	風水害		第1配備		第2配備	第3配備
			台風	大雨	地震・津波	台風等		
防災危機管理課	2	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
総務課	—	1	1	—	5	5	全員	全員
財政課	—	—	2	—	5	5	10	全員
納税課	—	—	—	—	1	1	3	全員
税務課	—	—	—	—	1	1	3	全員
契約調査課	—	—	—	—	1	1	3	全員
会計課	—	—	—	—	1	1	3	全員
企画調整課	—	※交1	※交1	※交1	3	3	9	全員
秘書広報課	—	1	1	—	2	2	5	全員
情報政策課	—	—	2	—	3	3	5	全員
エコアイランド推進課	—	—	—	—	1	1	2	全員
働く女性の家	—	—	—	—	1	1	2	全員
産業振興課	—	—	—	—	1	1	3	全員
観光商工課	—	1	1	—	3	3	5	全員
スポーツ振興課	—	—	—	—	1	1	3	全員
生活福祉課	—	1	1	—	4	4	9	全員
高齢者支援課	—	1	1	—	6	6	11	全員
障がい福祉課	—	1	1	—	4	4	6	全員
子育て支援課	—	1	1	—	4	4	7	全員
子ども未来課	—	—	—	—	1	1	4	全員
家庭保健課	—	—	—	—	1	1	3	全員
都市計画課	—	※交1	※交1	※交1	4	4	13	全員
道路建設課	—	5	5	5	9	9	全員	全員
建築課	—	—	1	—	2	1	7	全員
港湾課	—	1	1	—	1	1	3	全員
空港課	—	2	2	—	3	3	4	全員

参考資料

課等	災害警戒準備体制	災害警戒本部			災害対策本部				
		地震・津波	風水害		第1配備		第2配備	第3配備	
			台風	大雨	地震・津波	台風等			
農政課	—	※交1	※交1	※交1	4	4	11	全員	
畜産課	—	—	—	—	1	1	2	全員	
農村整備課	—	—	—	—	1	1	7	全員	
水産課	—	1	1	—	2	2	4	全員	
みどり推進課	—	—	—	—	1	1	2	全員	
市民課	庁舎	—	—	2	(2)	7	7	9	全員
	城辺	—	—	2	(2)	全員	全員	全員	全員
	上野	—	—	2	(2)	全員	全員	全員	全員
	下地	—	—	—	—	2	2	全員	全員
	伊良部	—	—	2	(2)	全員	全員	全員	全員
地域振興課	—	※交1	※交1	※交1	2	2	5	全員	
国民健康保険課	—	—	—	—	1	1	4	全員	
健康増進課	—	—	—	—	1	1	5	全員	
教育総務課	—	1	1	—	3	3	全員	全員	
学校教育課	—	—	—	—	1	1	4	全員	
教育施設課	—	—	—	—	1	1	8	全員	
生涯学習振興課	—	—	—	—	1	1	4	全員	
未来創造センター	—	—	—	—	1	1	全員	全員	
図書館	—	—	1	—	2	2	全員	全員	
中央公民館	—	—	—	—	1	1	全員	全員	
総合博物館	—	—	1	—	3	3	全員	全員	
学校給食共同調理場	—	—	—	—	1	1	3	全員	
水道総務課	—	1	1	—	3	3	全員	全員	
水道会計課	—	—	—	—	1	3	全員	全員	
水道工務課	—	1	1	—	4	7	全員	全員	
水道施設課	—	1	—	—	2	2	5	全員	
下水道課	—	1	1	—	3	3	5	全員	
環境保全課	—	—	1	—	1	1		全員	
衛生施設課	—	1	1	—	3	3	5	全員	

参考資料

課等	災害警戒準備体制	災害警戒本部				災害対策本部			
		地震・津波	風水害		第1配備		第2配備	第3配備	
			台風	大雨	地震・津波	台風等			
消防本部	消防総務課	—	1	1	1	2	2	全員	全員
	予防課	—	1	1	1	2	2	2	2
	警防課	—	1	1	1	3	3	全員	全員
	消防署長	—	1	1	1	1	1	1	1
	第一警備課長	—	1	1	1	1	1	1	1
	第二警備課長	—	1	1	1	1	1	1	1
	第三警備課長	—	1	1	1	1	1	1	1
	現場当務員	—	現状に応じ対応						
消防団	—	現状に応じ対応			10～15	10～15	全員	全員	

災害対策配備要員は、基本的には上記のとおりとするが、次に掲げる職員については、対象から外すものとする。

- ア 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
- イ 妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
- ウ 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。
- ※ ア～イに該当するものは、所属長に連絡をとりその承認を得るものとする。

(1) 動員方法

- ア 本部長は、天気予報・警報及び災害発生のおそれのある異常気象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、総務対策部総務班が行う。
- ウ 総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各部長は、各班長にその旨通知するものとする。
- オ 通知を受けた各部長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- カ 通知を受けた配備要員は、直ちに班内の配備に就くものとする。その際、各部長は、配備要員名簿（別紙様式）を作成し、総務対策部長へ報告するものとする。

参考資料

キ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(2) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

資料3-5 配備詳細

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動配備)	災害警戒本部			災害対策本部			
			警戒配備			第1 配備		第2 配備	第3 配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等		
台風	大雨等								
防災危機管理課	防災危機管理課課長	○	○	○	○	○	○	○	○
	防災危機管理課職員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
総務課	総務課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	総務課職員	—	—	—	—	4	4	全員	全員
財政課	財政課長	—	—	○	—	○	○	○	○
	財政課職員	—	—	1	—	4	4	9	全員
納税課	納税課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	納税課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
税務課	税務課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	税務課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
契約調査課	契約検査課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	契約検査課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
会計課	会計課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	会計課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
企画調整課	企画調整課長	—	本部交代要員	本部交代要員	本部交代要員	○	○	○	○
	企画調整課職員	—	—	—	—	2	2	8	全員
秘書広報課	秘書広報課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	秘書広報課職員	—	課長交代要員 1	課長交代要員 1	—	1	1	4	全員
情報政策課	情報政策課長	—	—	○	—	○	○	○	○
	情報政策課諸君	—	—	1	—	2	2	4	全員
エコアイランド 推進課	エコアイランド推進課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	エコアイランド推進課職員	—	—	—	—	—	—	1	全員

参考資料

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動態配備)	災害警戒本部				災害対策本部			
			警戒配備				第1配備		第2配備	第3配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等			
				台風	大雨等					
働く女性の家	働く女性の家館長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	職員	—	—	—	—	—	—	1	全員	
産業振興課	産業振興課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	産業振興課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員	
観光商工課	観光商工課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	観光商工課職員	—	—	—	—	2	2	4	全員	
スポーツ振興課	スポーツ振興課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	スポーツ振興課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員	
生活福祉課	生活福祉課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	生活福祉課職員	—	—	—	—	3	3	8	全員	
高齢者支援課	高齢者支援課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	高齢者支援課職員	—	—	—	—	5	5	10	全員	
障がい福祉課	障がい福祉課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	障がい福祉課職員	—	—	—	—	3	3	5	全員	
子育て支援課	子育て支援課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	子育て支援課職員	—	—	—	—	3	3	6	全員	
こども未来課	こども未来課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	こども未来課職員	—	—	—	—	—	—	3	全員	
家庭保健課	家庭保健課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	家庭保健課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員	

参考資料

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動配備)	災害警戒本部			災害対策本部			
			警戒配備			第1配備		第2配備	第3配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等		
				台風	大雨等				
都市計画課	都市計画課長	—	本部交代要員	本部交代要員	本部交代要員	○	○	○	○
	都市計画課職員	—	—	—	—	3	3	1 2	全員
道路建設課	道路建設課長	—	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設職員	—	4	4	4	8	8	全員	全員
建築課	建築課長	—	—	○	—	○	○	○	○
	建築課職員	—	—	—	—	1	1	6	全員
港湾課	港湾課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	港湾課職員	—	—	—	—	1	1	3	全員
空港課	空港課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	空港課職員	—	1	1	—	2	2	3	全員
農政課	農政課長	—	本部交代要員	本部交代要員	本部交代要員	○	○	○	○
	農政課職員	—	—	—	—	3	3	1 0	全員
畜産課	畜産課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	畜産課職員	—	—	—	—	—	—	1	全員
農村整備課	農村整備課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	農村整備課職員	—	—	—	—	—	—	6	全員
水産課	水産課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	水産課職員	—	—	—	—	1	1	3	全員
みどり推進課	みどり推進課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	みどり推進課職員	—	—	—	—	—	—	1	全員

参考資料

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動態配備)	災害警戒本部				災害対策本部			
			警戒配備				第1配備		第2配備	第3配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等			
				台風	大雨等					
市民課	庁舎	市民課長	—	—	○	(○)	○	○	○	○
		市民課職員 (避難所運営担当)	—	—	1	(1)	5	5	7	全員
	城辺	市民課職員 (避難所運営担当)	—	—	2 ※施設管理 (財政課職員)	(2) ※施設管理 (財政課職員)	全員	全員	全員	全員
		市民課職員 (避難所運営担当)	—	—	2 ※施設管理 (財政課職員)	(2) ※施設管理 (財政課職員)	全員	全員	全員	全員
	下地	市民課職員	—	—	—	—	2 ※施設管理 (公民館職員)	2 ※施設管理 (公民館職員)	全員	全員
	伊良部	市民課職員 (避難所運営担当)	—	—	2 ※施設管理 (公民館職員)	(2) ※施設管理 (公民館職員)	全員	全員	全員	全員
地域振興課	地域振興課長	—	本部交代要員	本部交代要員	本部交代要員	○	○	○	○	
	地域振興課職員	—	—	—	—	1	1	4	全員	
国民健康保険課	国民健康保険課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	国民健康保険課職員	—	—	—	—	—	—	3	全員	
健康増進課	健康増進課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	健康増進課職員	—	—	—	—	—	—	4	全員	
教育総務課	教育総務課長	—	○	○	—	○	○	○	○	
	教育総務課職員	—	—	—	—	2	2	全員	全員	
学校教育課	学校教育課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	学校教育課職員	—	—	—	—	—	—	3	—	
教育施設課	教育施設課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	教育施設職員	—	—	—	—	—	—	7	全員	
生涯学習振興課	生涯学習振興課長	—	—	—	—	○	○	○	○	
	生涯学習振興課職員	—	—	—	—	—	—	3	全員	

参考資料

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動態配備)	災害警戒本部			災害対策本部			
			警戒配備			第1配備		第2配備	第3配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等		
				台風	大雨等				
未来創造センター	未来創造センター長	—	—	—	—	○	○	○	○
中央公民館	公民館長	—	—	—	—	○	○	○	○
	公民職員	—	—	—	—	1	1	全員	全員
図書館	図書館長	—	—	○	—	○	○	○	○
	図書職員	—	—	—	—	図書館担当1	図書館担当1	全員	全員
総合博物館	博物館長	—	—	○	—	○	○	○	○
	博物館職員	—	—	—	—	2	2	全員	全員
学校給食共同調理場	調理場長	—	—	—	—	○	○	○	○
	調理場職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
水道総務課	水道総務課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	水道総務課職員	—	○	○	—	2	2	全員	全員
水道会計課	水道会計課長	—	—	—	—	○	○	○	○
	水道会計課職員	—	—	—	—	—	—	2	全員
水道工務課	水道工務課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	水道工務課職員	—	—	—	—	3	3	6	全員
水道施設課	水道施設課長	—	○	—	—	○	○	○	○
	水道施設課職員	—	—	—	—	1	1	4	全員
下水道課	下水道課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	下水道課職員	—	—	—	—	2	2	4	全員
環境保全課	環境保全課長	—	—	○	—	○	○	○	○
	環境保全課職員	—	—	—	—	—	—	全員	全員

参考資料

課等	対応職員	災害警戒準備体制 (警戒初動配備)	災害警戒本部			災害対策本部			
			警戒配備			第1配備		第2配備	第3配備
			地震・津波	風水害		地震・津波	台風等		
				台風	大雨等				
衛生施設課	衛生施設課長	—	○	○	○	○	○	○	○
	衛生施設課職員	—	2	2	—	2	2	全員	全員
消防本部	消防総務課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	消防総務職員	—	—	—	—	1	1	全員	全員
	予防課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	予防課職員	—	—	—	—	2	2	全員	全員
	警防課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	警防課職員	—	—	—	—	2	2	全員	全員
	消防署長	—	○	○	—	○	○	○	○
	第一警備課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	第二警備課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	第三警備課長	—	○	○	—	○	○	○	○
	現場当務員	—	現状に応じ対応						
消防団員	—	現状に応じ対応			10～15	10～15	全員	全員	

参考資料

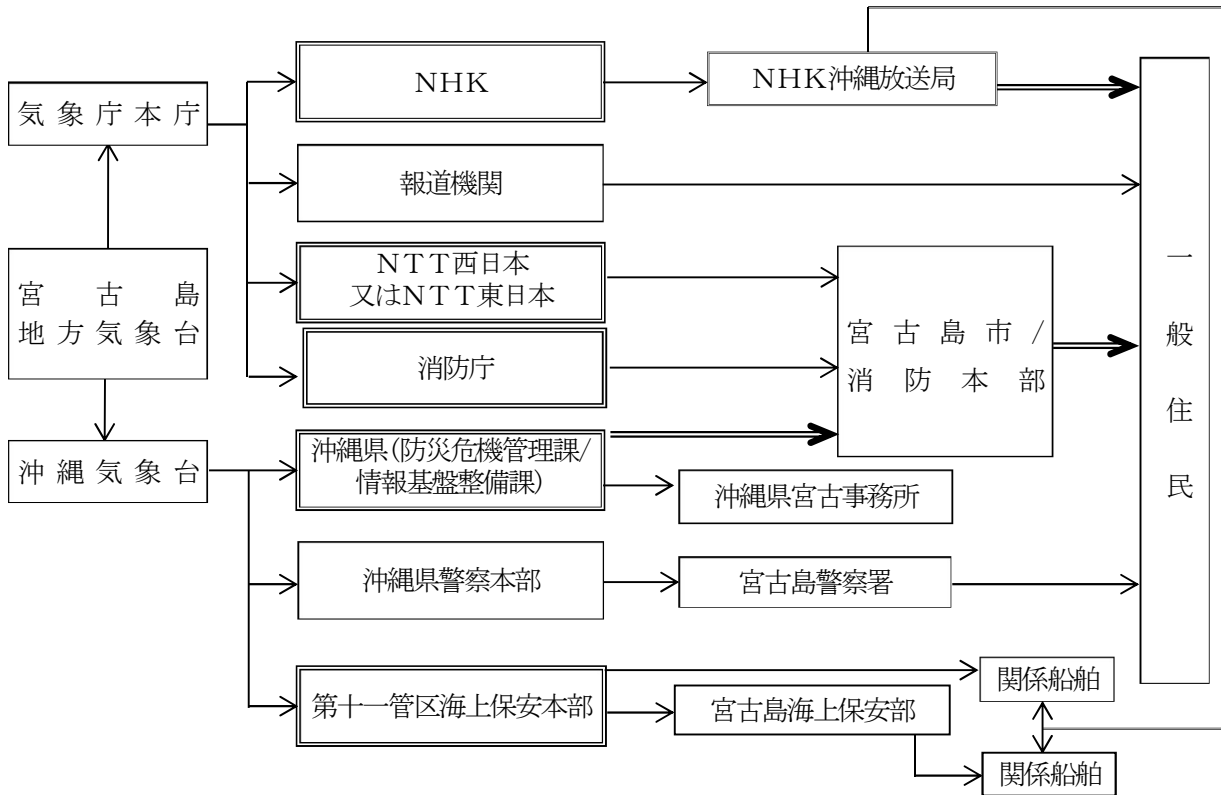
資料 3-6 風水害時の事前対策及び所掌事務

部／課		所掌事務
総務部	防災危機管理課	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。
	財政課	所管する庁舎等の保全対策を講じる。
観光商工 スポーツ部	観光商工課	所管する施設等の暴風雨対策を講じる。
	スポーツ振興課	
福祉部	生活福祉課	情報収集及び連絡調整に関すること。
	障がい福祉課	所管する身障者及び高齢者の独居世帯の巡視等、その対策にあたる。
	高齢者支援課	
こども家庭 局	子育て支援課	事前に保育所、こども園等の暴風雨対策及び休園連絡調整、局内の連絡調整等にあたる。
	こども未来課	
	家庭保健課	
市民生活部	地域振興課	情報収集及び連絡調整に関すること。
	健康増進課	所管する保健センターの暴風対策を講じる。
	市民課	所管する出張所等の保全対策を講じる。
	城辺出張所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	上野出張所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
環境衛生局	伊良部出張所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	衛生施設課	ゴミの収集方法等の調整を行い、必要があれば広報を行う。
	下水道課	所管する下水道施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	農林水産部	農政課
畜産課		農林水産物、農業用施設等の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
水産課		
みどり推進課		所管する道路、水路、排水施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
農村整備課		
建設部	都市計画課	所管する道路及び公園施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。

参考資料

部／課		所掌事務
	道路建設課	所管する道路及び市内の地すべり、急傾斜箇所等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	建築課	所管する施設等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	港湾課	所管する港湾施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	空港課	所管する空港施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
教育委員会	教育総務課	所管する学校施設等の保全対策を講じる。
	教育施設課	
	学校教育課	児童生徒の登下校時の安全対策を講じる。
	生涯学習振興課	所管する文化財等の保全対策を講じる。 所管する施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	中央公民館	所管する施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	図書館	
	総合博物館	
学校給食共同調理場	所管する学校給食共同調理場施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。	
消防本部	消防総務課	市内を巡視し、被害が予想される物件や看板等があれば、所有者又は管理者に通報し、指導等を行う。 また、市内の危険箇所（重要水防区域、急傾斜地崩壊危険箇所、危険物施設、高潮による危険が予想される区域等）の巡視を行い、必要があればその対策を講じる。
	警防課	
	予防課	
	消防署	
水道部	水道工務課	施工中で所管する工事現場等の巡回を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	水道施設課	所管する水源地、浄水場、配水施設等の監視を行い、事前に自家発電設備の燃料備蓄を確認する。

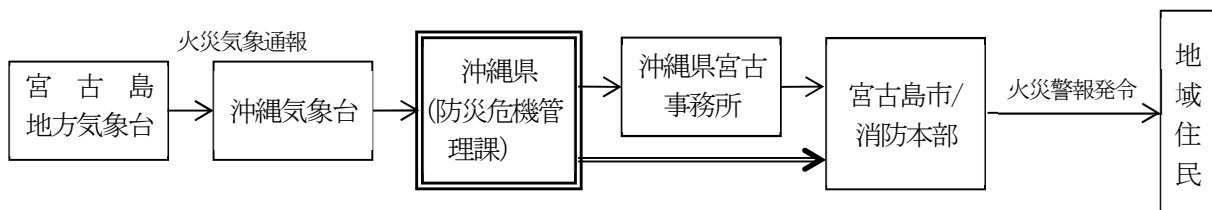
資料3-7 気象警報等の伝達系統図



※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

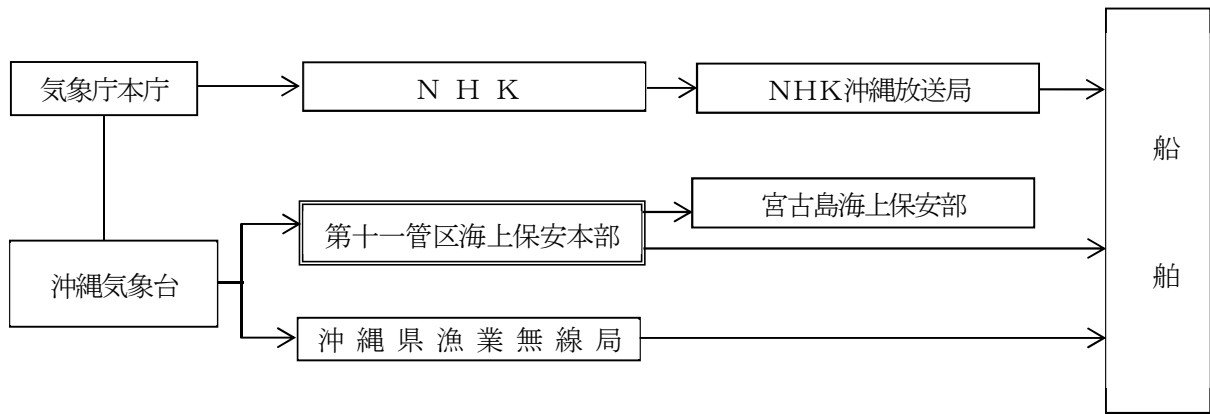
※ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料3-8 火災警報等の伝達系統図



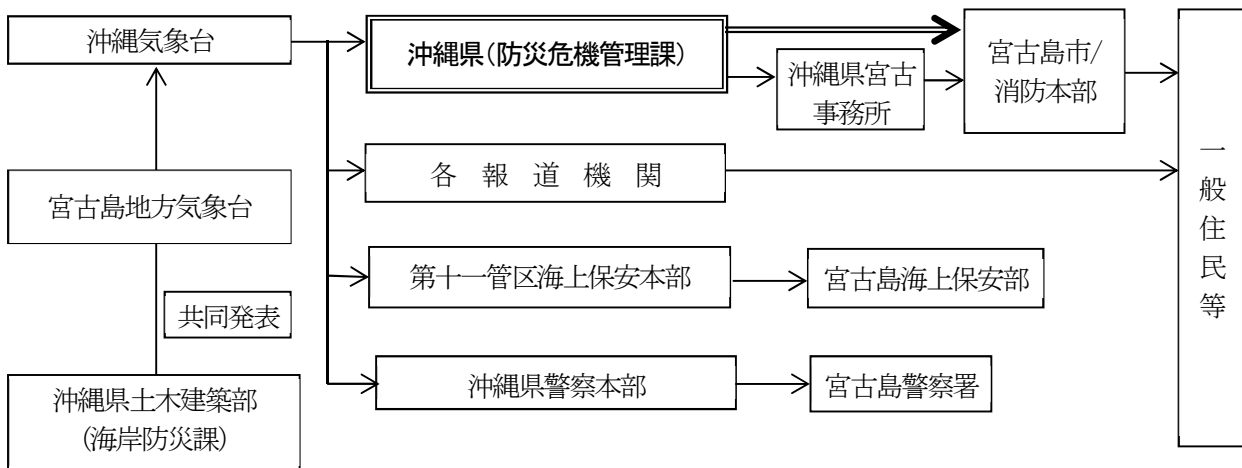
(注) 二重枠で囲まれている機関及び二重線の経路は、消防法第22条に基づき、通知もしくは通報が義務づけられている伝達経路。

資料 3-9 地方海上警報等の伝達系統図



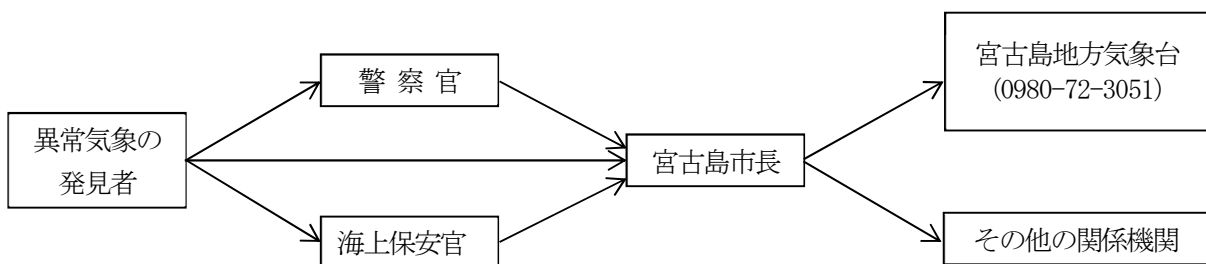
(注) 気象業務法第 14 条第 1 項、気象業務法施行令第 8 条第 2 号に基づき、通知が義務づけられている伝達経路。

資料 3-10 土砂災害警戒情報の伝達系統図

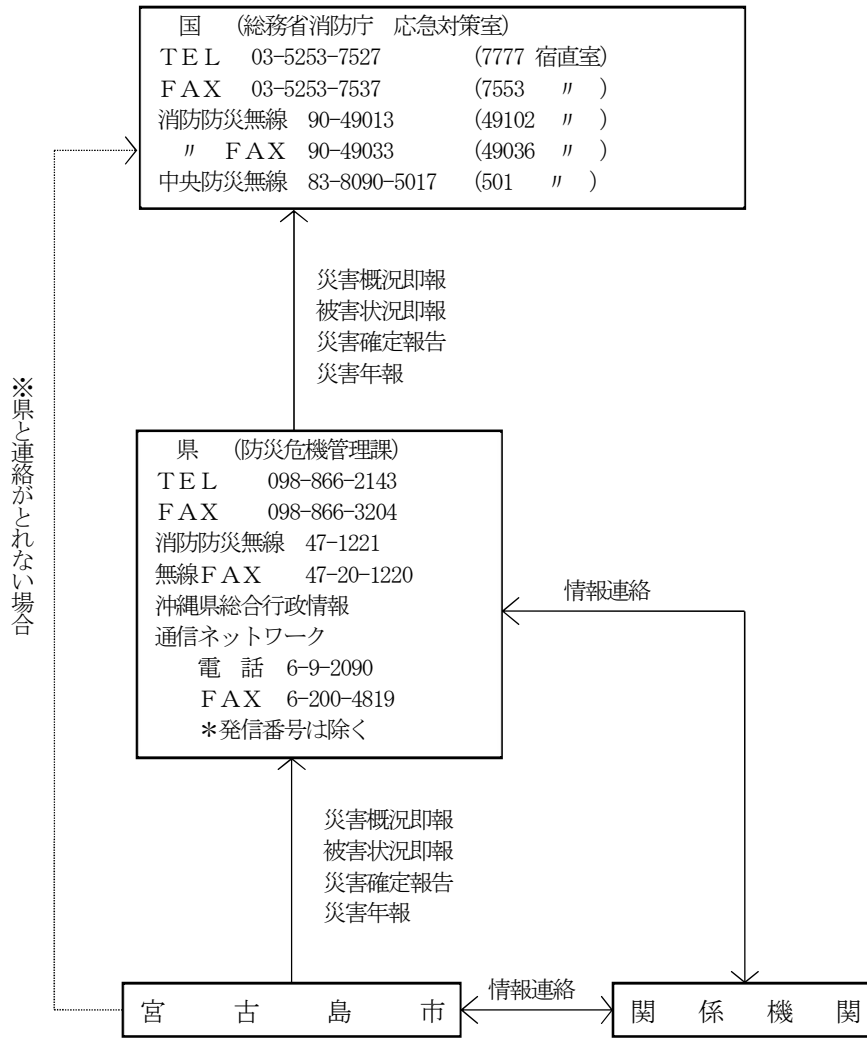


(注) 二重枠で囲まれている機関及び二重線の経路は、土砂災害防止法第 27 条に基づき、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料 3-11 異常現象発見者の通報系統図

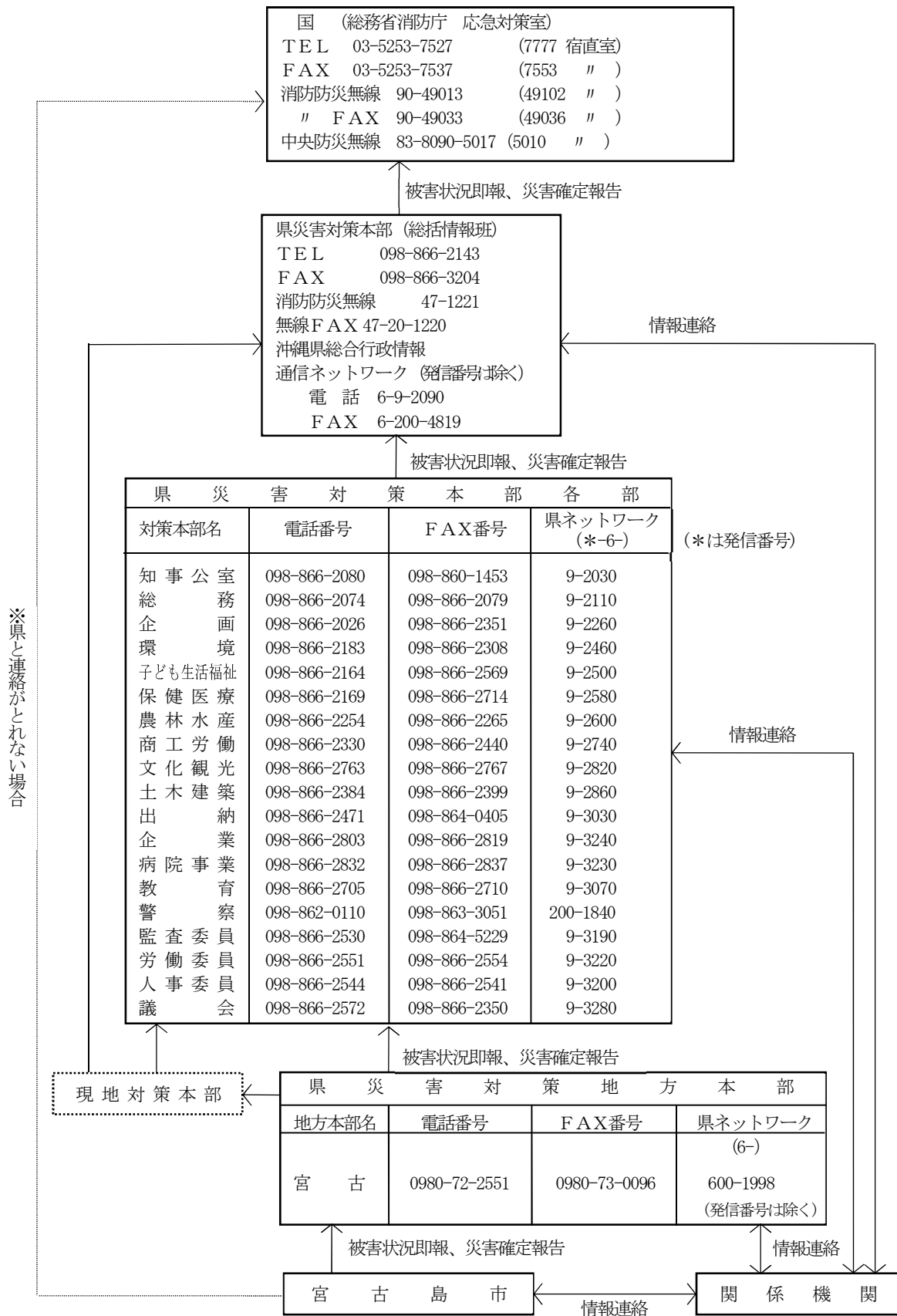


資料 3-12 災害情報連絡系統図



【県災害対策本部未設置時】

参考資料

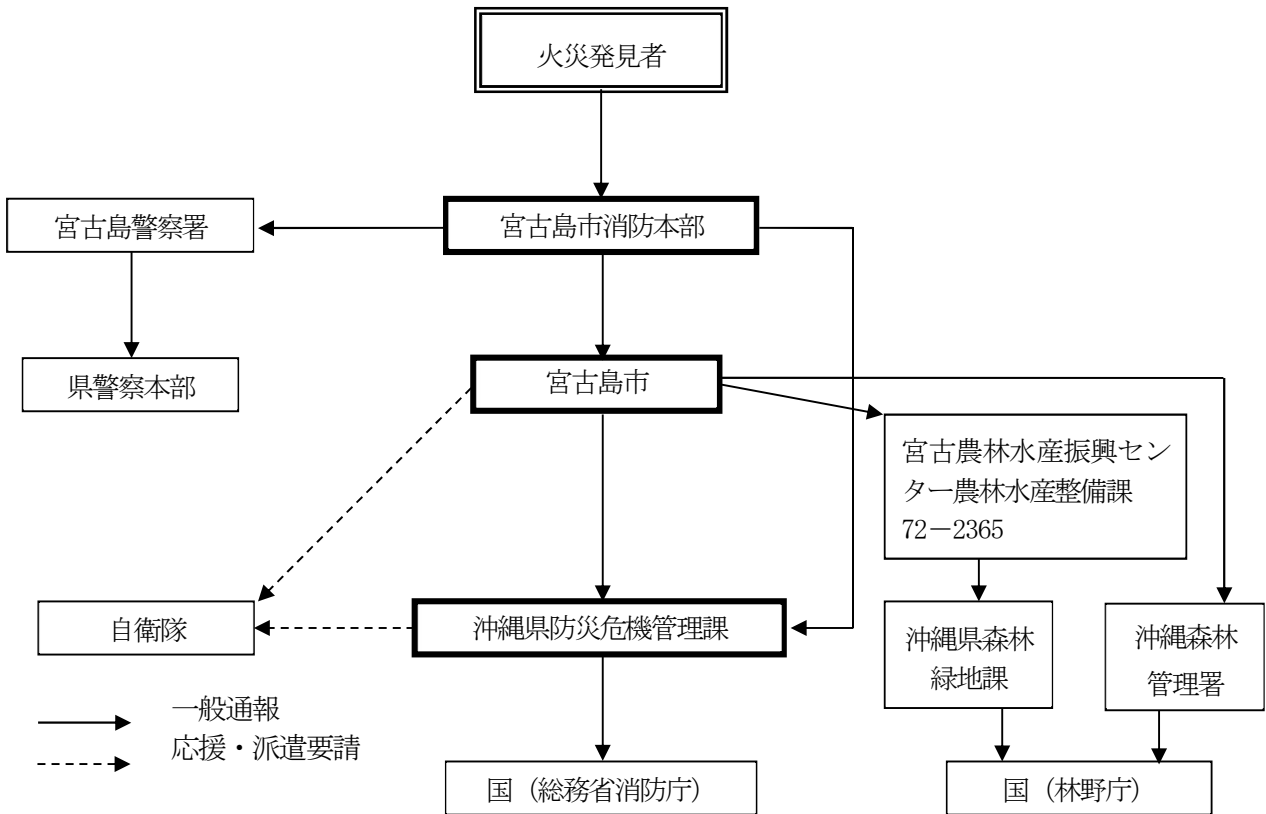


【県災害対策本部設置時】

資料3-13 防災関係機関の収集情報・連絡系統

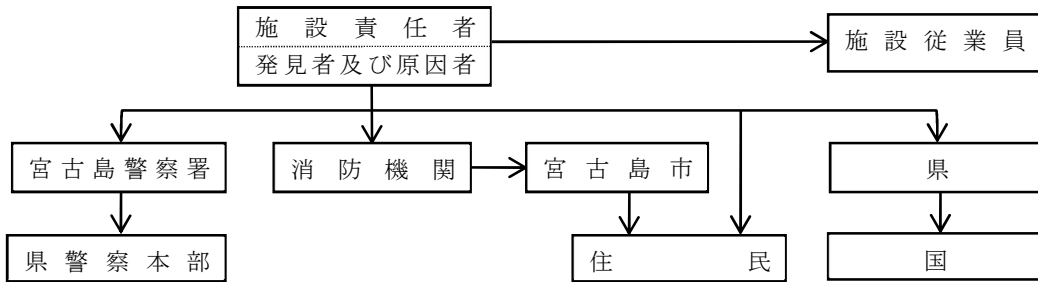
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOffice[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] FireDept[Fire Departments] --> MiyakoCity PrefPolice[Prefectural Police] --> MiyakoPrefOffice MiyakoPrefOffice --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOffice[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] MiyakoPrefOffice --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] OkinawaDevBureau[Okinawa Development Bureau] --> MiyakoPrefOfficeCivil[Miyako Prefectural Office (Civil Engineering)] WestJapanExpress[West Japan Express] --> MiyakoPrefOfficeCivil MiyakoPrefOfficeCivil --> PrefInfoCenter MiyakoPrefOfficeCivil --> MiyakoPrefOfficeCivil TransportAgencies[Transport-related agencies] --> MiyakoPrefOfficeCivil PrefPolice[Prefectural Police] --> PrefInfoCenter </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOfficeAg[Miyako Prefectural Office (Agriculture, Forestry, and Fisheries)] MiyakoCity --> MiyakoPrefOfficeCivil[Miyako Prefectural Office (Civil Engineering)] MiyakoPrefOfficeAg --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] MiyakoPrefOfficeCivil --> PrefInfoCenter OsakaAirport[Osaka Airport Authority] --> PrefInfoCenter OkinawaDevBureau[Okinawa Development Bureau] --> PrefInfoCenter </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR Lifeline[Life Line related agencies] --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] Transport[Transport related agencies] --> PrefInfoCenter MiyakoCityWater[Miyako City (Waterworks)] --> MiyakoPrefOfficeHealth[Miyako Prefectural Office (Health and Welfare)] MiyakoCityWater --> MiyakoPrefOfficeBusiness[Miyako Prefectural Office (Business)] MiyakoPrefOfficeHealth --> PrefInfoCenter MiyakoPrefOfficeBusiness --> PrefInfoCenter </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> EduOffice[Education Office] EduOffice --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] MiyakoCity --> PrefOfficeEdu[Miyako Prefectural Office of Education] MiyakoCity --> PrefOfficeCulture[Miyako Prefectural Office of Culture and Sports] MiyakoCity --> PrefOfficeGeneral[Miyako Prefectural Office of General Affairs] PrefOfficeEdu --> PrefInfoCenter PrefOfficeCulture --> PrefInfoCenter PrefOfficeGeneral --> PrefInfoCenter </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> PrefOfficeMgmt[Miyako Prefectural Office of Management] PrefOfficeMgmt --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] MiyakoCity --> MiyakoPrefOfficeGeneral[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] OtherFacilities[Other facilities] --> PrefOfficeMgmt MiyakoPrefOfficeGeneral --> PrefInfoCenter </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOfficeGeneral[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] PrefPolice[Prefectural Police] --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] MiyakoPrefOfficeGeneral --> PrefInfoCenter </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOfficeGeneral[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] MiyakoPrefOfficeGeneral --> PrefInfoCenter[Prefectural Information Center] PrefReliefDept[Prefectural Relief Department] --> PrefInfoCenter </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR MiyakoCity[Miyako City] --> MiyakoPrefOfficeGeneral[Miyako Prefectural Office (General Affairs)] PrefInfoCenter --> PrefInfoCenter OtherAgencies[Other agencies] --> PrefInfoCenter </pre>

資料 3-14 林野火災時の通報連絡系統図

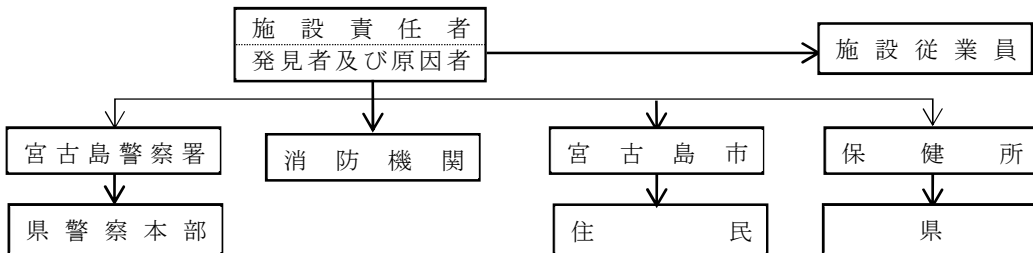


資料 3-15 危険物等災害の通報連絡系統図

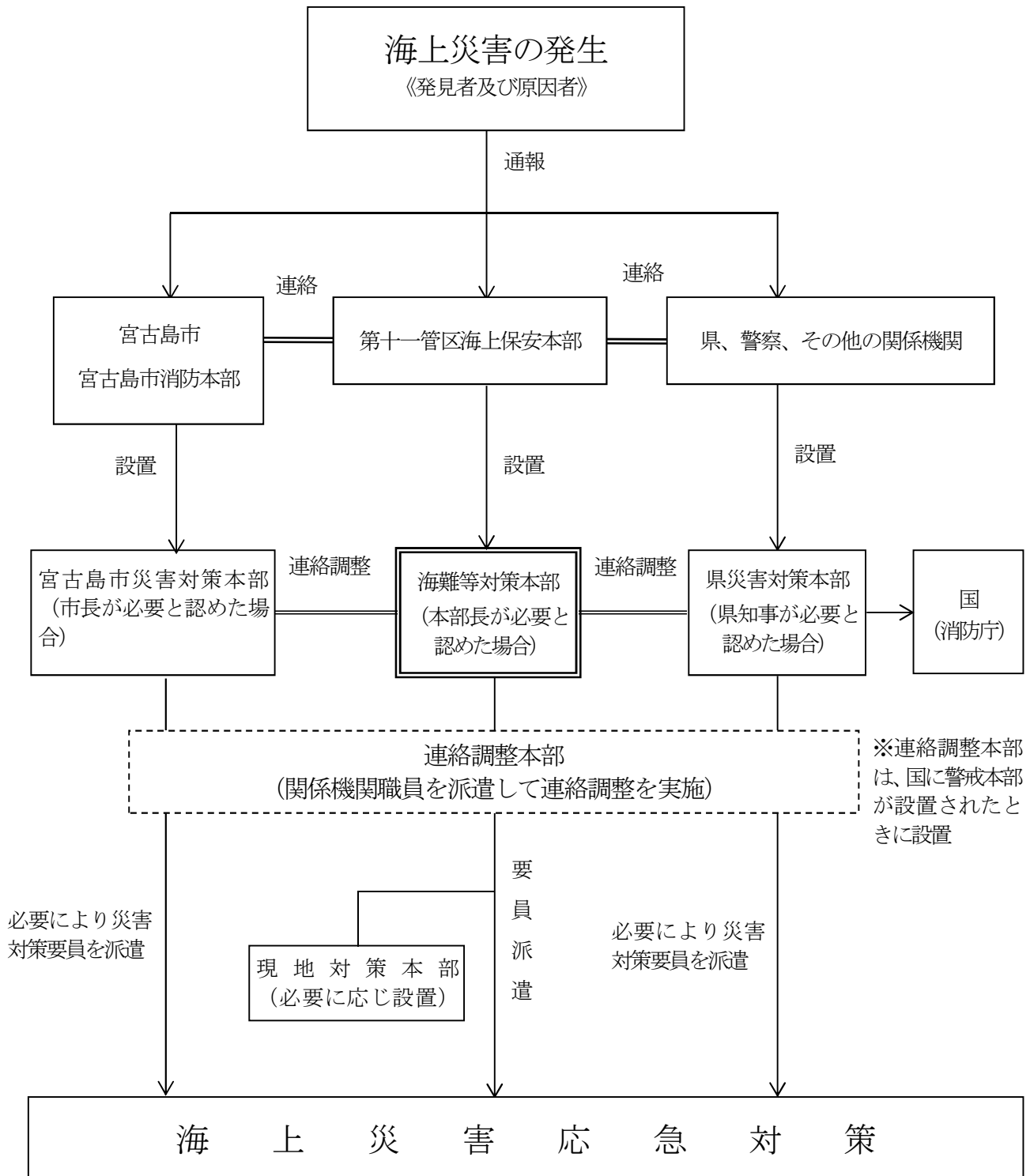
1. 石油類、高圧ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



資料3-16 海上災害時の通報系統図



資料 3-17 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

(1) 宮古空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

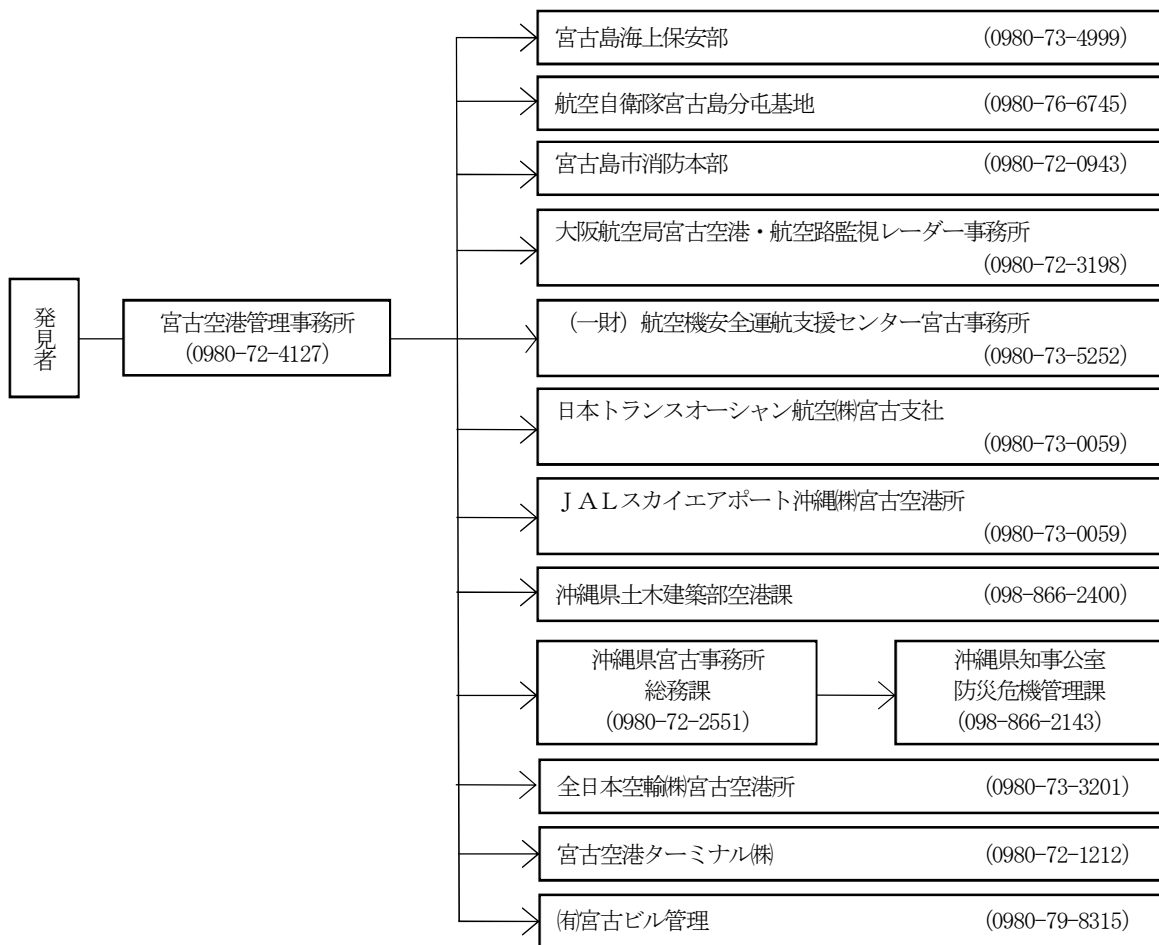
宮古空港消火救難隊

隊長：宮古空港管理事務所長

副隊長：大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所次長

班名	構成機関
通報連絡班	・宮古空港管理事務所 ・大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所 ・宮古空港ターミナル(株) ・(一財)航空機安全運航支援センター宮古事務所
消火救助班	・宮古島市空港消防所
救護搬送班	・日本トランスオーシャン航空(株)宮古支社 ・全日本空輸(株)宮古空港所 ・JALスカイエアポート沖縄(株)宮古空港所 ・(株)エアー宮古
警備班	・宮古空港管理事務所 ・(株)りゅうせきロジコム宮古物流センター ・(有)宮古ビル管理

緊急通報連絡系統図



参考資料

(2) 下地島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

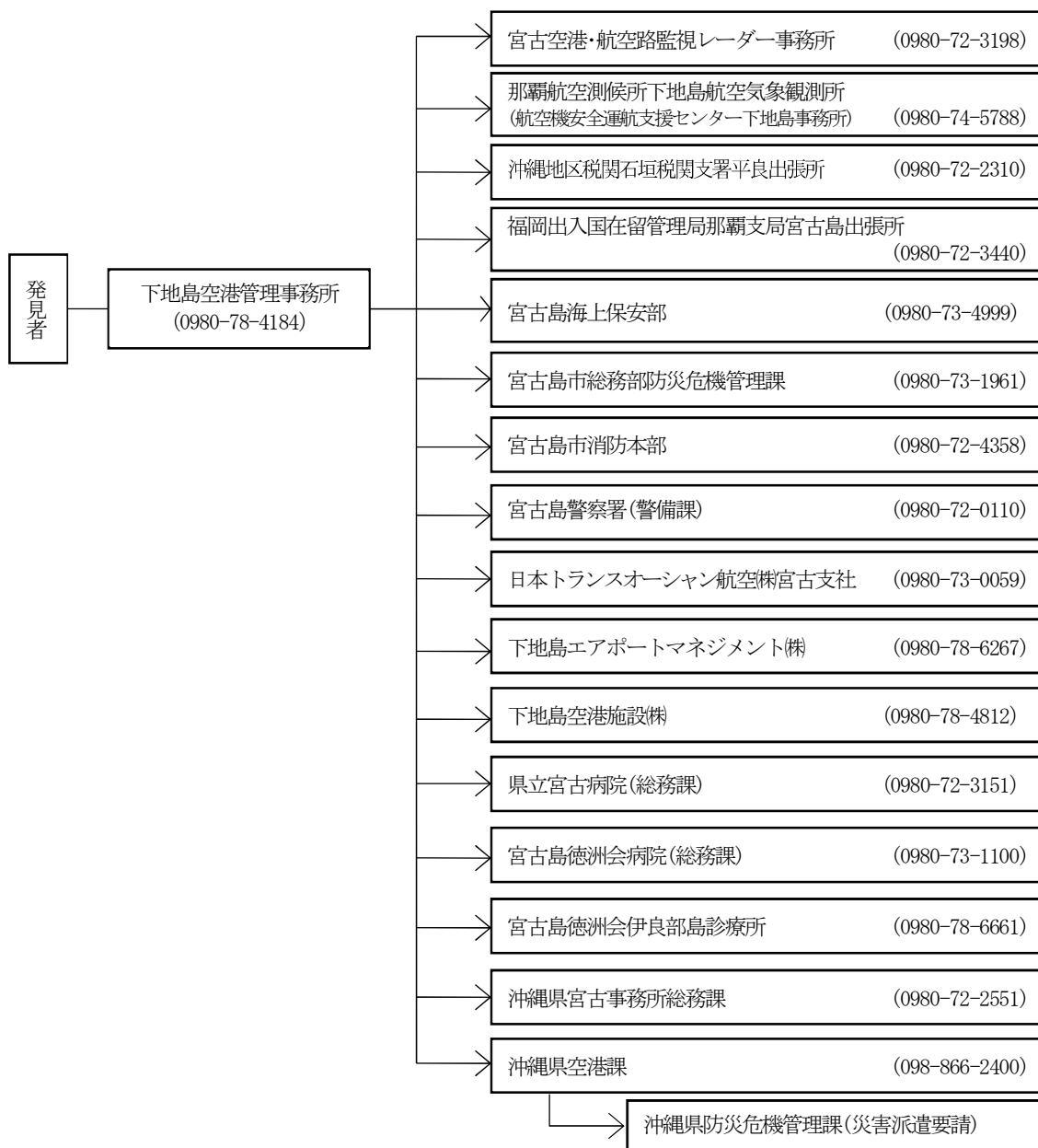
下地島空港消火救難隊

隊長：下地島空港管理事務所長

副隊長：下地島空港施設（株）社長

班名	構成機関
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地島空港管理事務所 ・ 那覇航空測候所下地島空港航空気象観測所 (航空機安全運航支援センター下地島空港事務所)
消火救難班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地島空港施設（株）消防部 ・ 宮古島市消防本部 ・ 下地島エアポートマネジメント(株) ・ 県立宮古病院
警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古島警察署 ・ 下地島空港施設（株）

通報連絡系統図



参考資料

資料3-18 災害用特設電話

宮古島市 災害用特設電話 番号一覧

令和3年10月現在

	設置場所	電話番号
1	宮古島市役所	0980-73-0310
2	北中学校	0980-72-7794
3	東小学校	0980-72-6686
4	平良中学校	0980-73-9184
5	平良第一小学校	0980-73-1043
6	南小学校	0980-72-6204
7	久松小学校	0980-72-2952
8	来間島離島振興総合センター	0980-76-4512
9	下地小学校	0980-76-6214
10	下地中学校	0980-76-6891
11	上野庁舎	0980-76-3874
12	福嶺小学校	0980-77-4596
13	城辺小学校	0980-77-8909
14	城辺庁舎	0980-77-4002
15	西城小学校	0980-77-7084
16	上野小学校	0980-76-6219
17	砂川小学校	0980-77-4730
18	西辺小学校	0980-72-7639
19	狩俣小学校	0980-72-5093
20	池間小中学校	0980-75-2301
21	鏡原小学校	0980-72-1979
22	伊良部公民館	0980-78-3072
23	北小学校	0980-73-1284
24	大神島離島振興コミュニティセンター	0980-72-5302
25	伊良部島小中学校	0980-78-3637
26	伊良部地区津波避難施設	0980-78-6491
27	与那覇地区防災センター	0980-76-2885
28	池間地区防災センター	0980-75-2704

※大規模災害の直後には固定電話、携帯電話は設備が損傷していなくても、通信規制の為に繋がりにくくなる恐れがあります。このような場合であっても災害用特設電話は優先的に繋がり避難者等の有効通信手段となります。

資料3-19 県内防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壺川 3-2-6	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0295 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8131
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カ-旭橋 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市樋川 1-15-15	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-855-2595
宮古島地方気象台	防災管理官	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020-7	0980-72-3054
宮古島海上保安部	警備救難課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 7-21	0980-72-0118

(2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155
陸上自衛隊 宮古島駐屯地		〒906-0212 宮古島市上野字野原	0980-76-6661
航空自衛隊 宮古島分屯基地		〒906-0201 宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745

(3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療政策課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040
宮古福祉事務所		〒906-0012 宮古島市平良西里 1125 2階	0980-72-3771
宮古保健所		〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 476	0980-72-2420
沖縄県立宮古病院		〒906-0013 宮古島市平良字下里 427-1	0980-72-3151
宮古土木事務所		〒906-0012 宮古島市平良西里 1125 3階	0980-72-2769
宮古農林水産振興センター		〒906-0012 宮古島市平良西里 1125 2階	0980-72-2552
下地島空港管理事務所		〒906-0507 宮古島市伊良部佐和田 1739	0980-78-4184

(4) 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
宮古島警察署	警備課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1092-1	0980-72-0110

(5) 市町村

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
那 覇 市	総務部 防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜 野 湾 市	防災危機管理室 防災危機管理係	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石 垣 市	総務部 防災危機管理室	〒907-0012 石垣市字真栄里 672	0980-87-5533
浦 添 市	総務部 防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名 護 市	総務部 総務課防災基地対策係	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸 満 市	企画部 秘書防災課	〒901-0392 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖 縄 市	総務部 防災課	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊 見 城 市	総務企画部 総務課防災危機管理班	〒901-0292 豊見城市字宜保 1-1-1	098-850-8165
う る ま 市	企画部 危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-979-6760
宮 古 島 市	総務部 防災危機管理課	〒906-8501 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南 城 市	総 務 課	〒901-1206 南城市佐数字新里 1870	098-917-5378
国 頭 村	総 務 課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大 宜 味 村	総 務 課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今 帰 仁 村	総 務 課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本 部 町	総 務 課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩 納 村	総 務 課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜 野 座 村	総 務 課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
金 武 町	総 務 課	〒904-1292 金武町字金武 1	098-968-2111
伊 江 村	総 務 課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読 谷 村	総 務 課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9200
嘉 手 納 町	総 務 課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北 谷 町	総務部 基地・安全対策課	〒904-0192 北谷町字桑江 1-1-1	098-936-1234
北 中 城 村	総 務 課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中 城 村	総 務 課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西 原 町	総務部 環境安全課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与 那 原 町	生活環境安全課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南 風 原 町	総 務 課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久 米 島 町	総 務 課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八 重 瀬 町	総 務 課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡 嘉 敷 村	総 務 課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座 間 味 村	総 務 課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗 国 村	総 務 課	〒901-3792 栗国村字東 483	098-988-2016
渡 名 喜 村	総 務 課	〒901-3692 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南 大 東 村	総 務 課	〒901-3895 南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北 大 東 村	総 務 課	〒901-3992 北大東村字中野 218	09802-3-4001
伊 平 屋 村	総 務 課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊 是 名 村	総 務 課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多 良 間 村	総務財政課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹 富 町	防災危機管理課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与 那 国 町	総 務 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

消防本部

消防本部名 (構成)	所 在 地	電話番号
那覇市消防局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字真栄里 668	0980-82-4050
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748

参考資料

金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1294 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(6) 指定公共機関

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
NTT西日本(株)沖縄支店	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)NTTドコモCS九州 沖縄支店	—	〒900-0025 那覇市壺川 3-3-5 壺川スク エアビル	098-833-7615
日本銀行那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理 棟 5F	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画編成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災危機管理室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株)九州支 社沖縄高速道路事務所	総括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株)沖縄支社	支店長室総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

(7) 指定地方公共機関

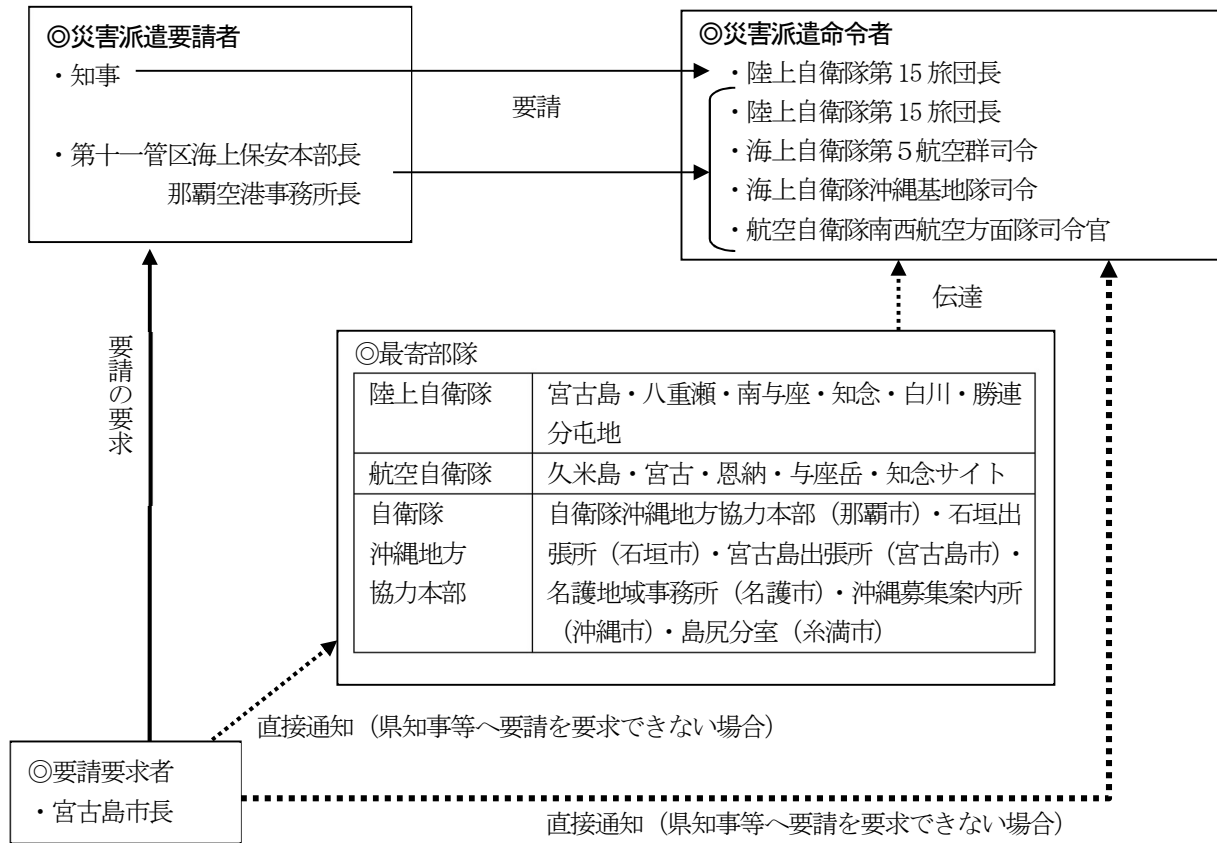
機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社)沖縄県医師会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(一社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航 空(株)	路線事業部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)	総務課	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社)沖縄県高圧ガス保安 協会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社)沖縄県女性連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社)沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福)沖縄県社会福祉協議 会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
(一財)沖縄観光コンベンシ ョンビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産 業支援センター2F	098-859-6123
(公社)沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町2-5-23	098-863-0280
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8604 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8588 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361
(一社)沖縄県歯科医師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561

参考資料

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
(公社)沖縄県獣医師会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	—	〒901-0152 那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター 6F	098-859-6150
那覇商工会議所	—	〒900-0015 那覇市久茂地 1-7-1 琉球リース総合ビル 6 階	098-868-3758
浦添商工会議所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センター	098-877-4606
沖縄商工会議所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球銀行ビル 3F	0980-72-2779
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	—	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
(一社)沖縄県産業資源循環協会	—	〒901-2131 添市牧港 5-6-8 沖縄県建設会館 6 階	098-878-9360
(公社)沖縄県環境整備協会	—	〒901-1202 南城市大里字大里 2013	098-835-8833
(社福)宮古島市社会福祉協議会	—	〒906-0106 宮古島市城辺字西里添 788 番地 3	0980-77-8661
JAおきなわ宮古島支店	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1440-1	0980-72-3311
宮古島漁業協同組合	—	〒906-0008 宮古島市平良字荷川取 593-5	0980-72-2029
伊良部漁業協同組合	—	〒906-0501 宮古島市伊良部字前里添 1	0980-78-3119
池間漁業協同組合	—	〒906-0421 宮古島市平良字池間 90-1	0980-75-2011
宮古島市伊良部商工会	—	〒906-0501 宮古島市伊良部字前里添 645-1	0980-78-6202
宮古空港管理事務所	—	〒906-0013 宮古島市平良下里 1657-128	0980-72-4127

資料 3-20 自衛隊の災害派遣要請系統図



- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付表 最寄り部隊の住所

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	宮古島駐屯地	宮古島市上野字野原 83-5	0980-76-6661
	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141	

参考資料

資料3-21 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線2276~2279 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123	司令部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線308 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線5213	群司令部当直	857-1191 内線5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線230
航空自衛隊	南西航空方面隊司令官	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線2236	SOC当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊15旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群
			海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊5空群	航空自衛隊南混団
		海上自衛隊沖基	

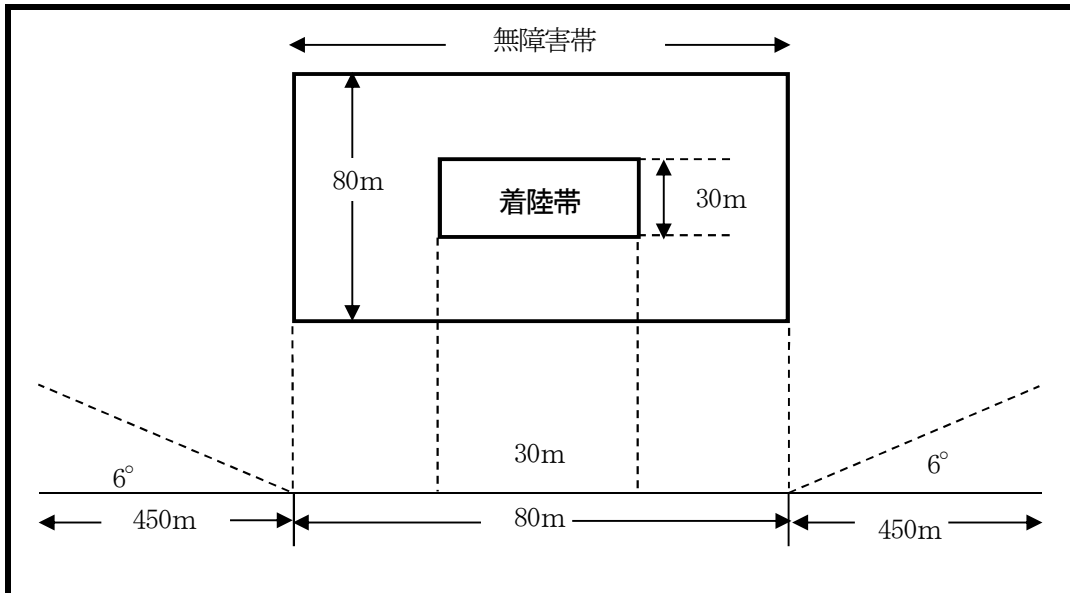
資料3-22 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

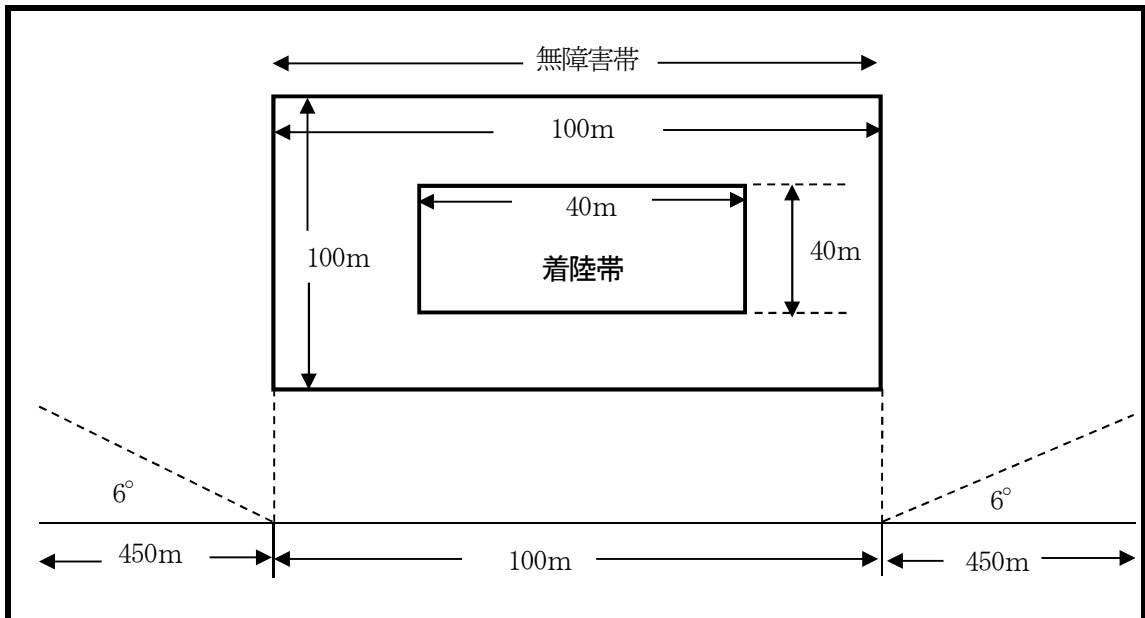
人命の救出（緊急患者空輸を含む。）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む。）を円滑に実施するため、市において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

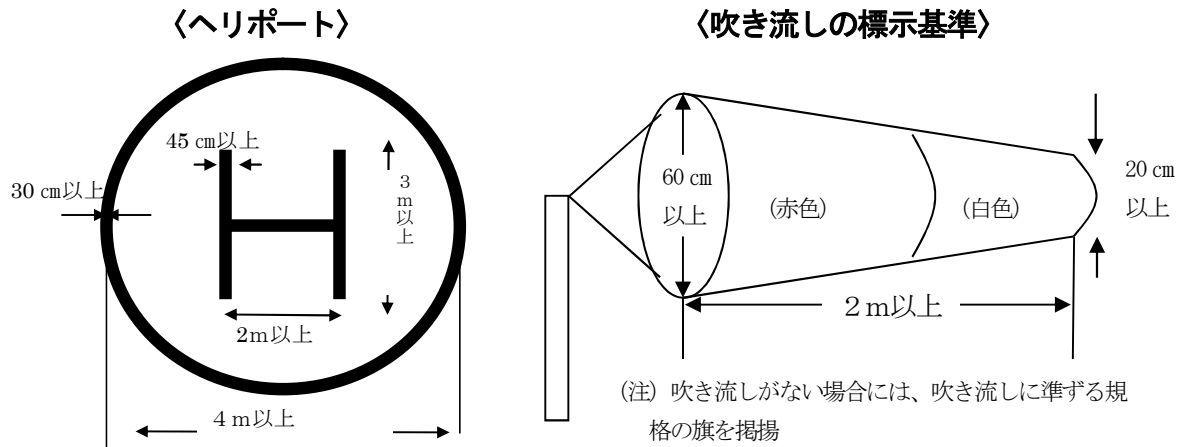
ア ヘリポート設置基準（着陸帯及び無障害帯の基準）

① 中型機（UH-60JA）の場合



② 大型機（V-107、CH-47J）の場合





イ ヘリポート点検

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

(2) 受け入れの準備

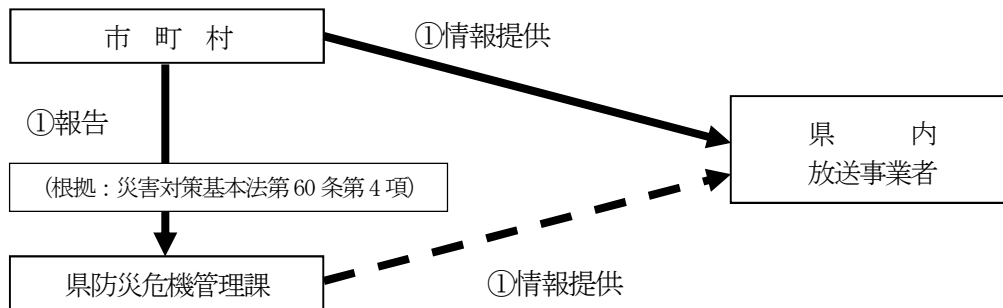
- ① 離着陸地点は、H記号を風と平行方向に向けて標示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- ② 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

資料 3-23 避難指示者、警戒区域の設定者、及び避難指示等の伝達ルート

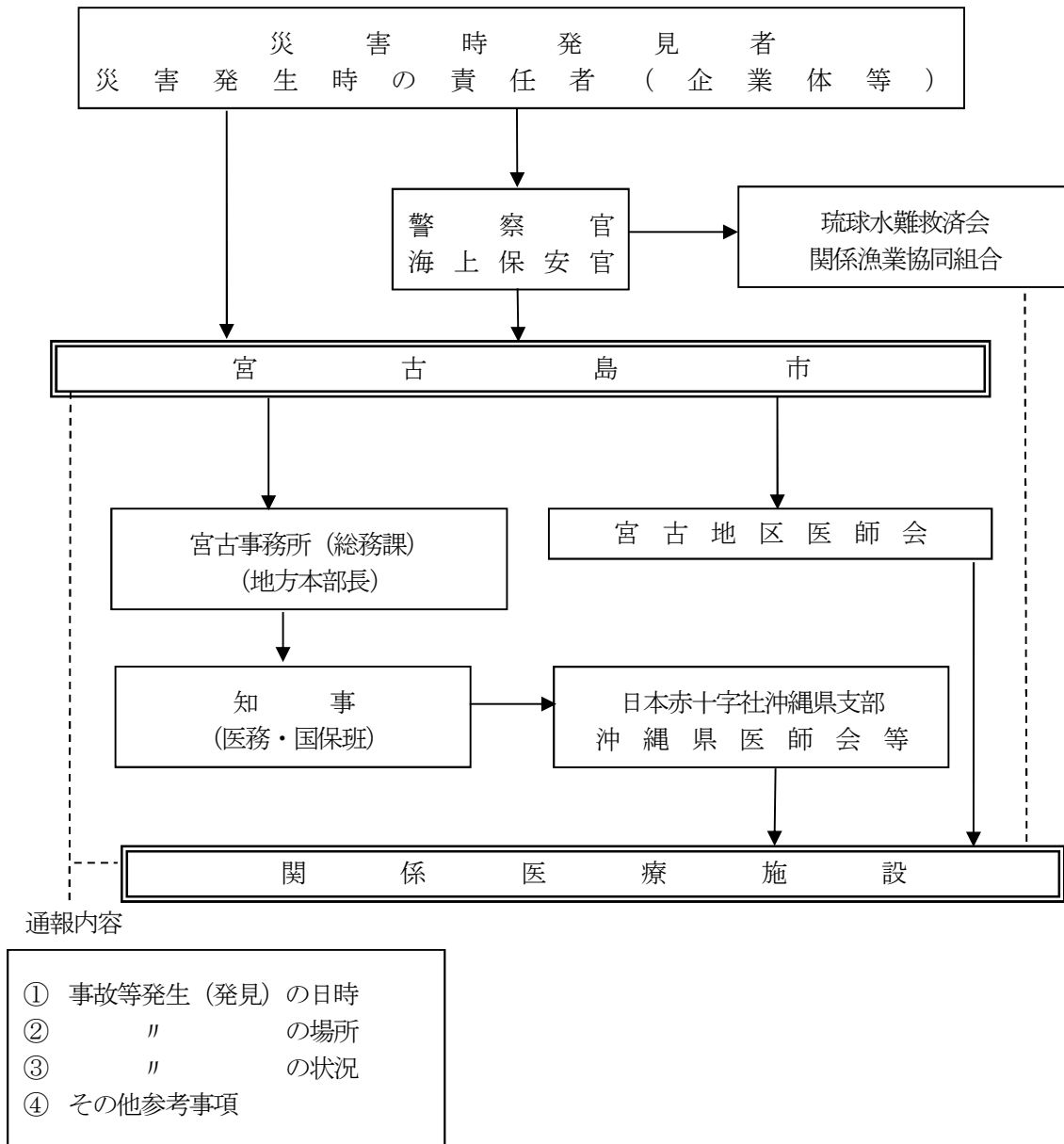
避難指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
市長の措置	市長 → 知事（県防災危機管理課） ※ 別紙様式1にて報告	災害対策基本法に基づく措置
	市長 → 県内放送事業者 ※ 別紙様式1にて情報提供	
知事の措置	知事（県防災危機管理課） → 市長	災害対策基本法に基づく措置
	知事（県海岸防災課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 市長 → 知事（県防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（県防災危機管理課）	警察官職務執行法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 市長 → 知事（県防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法に基づく措置
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 市長	

※別紙様式1 避難指示等発令情報(資料 7-7 参照)

【伝達ルート】

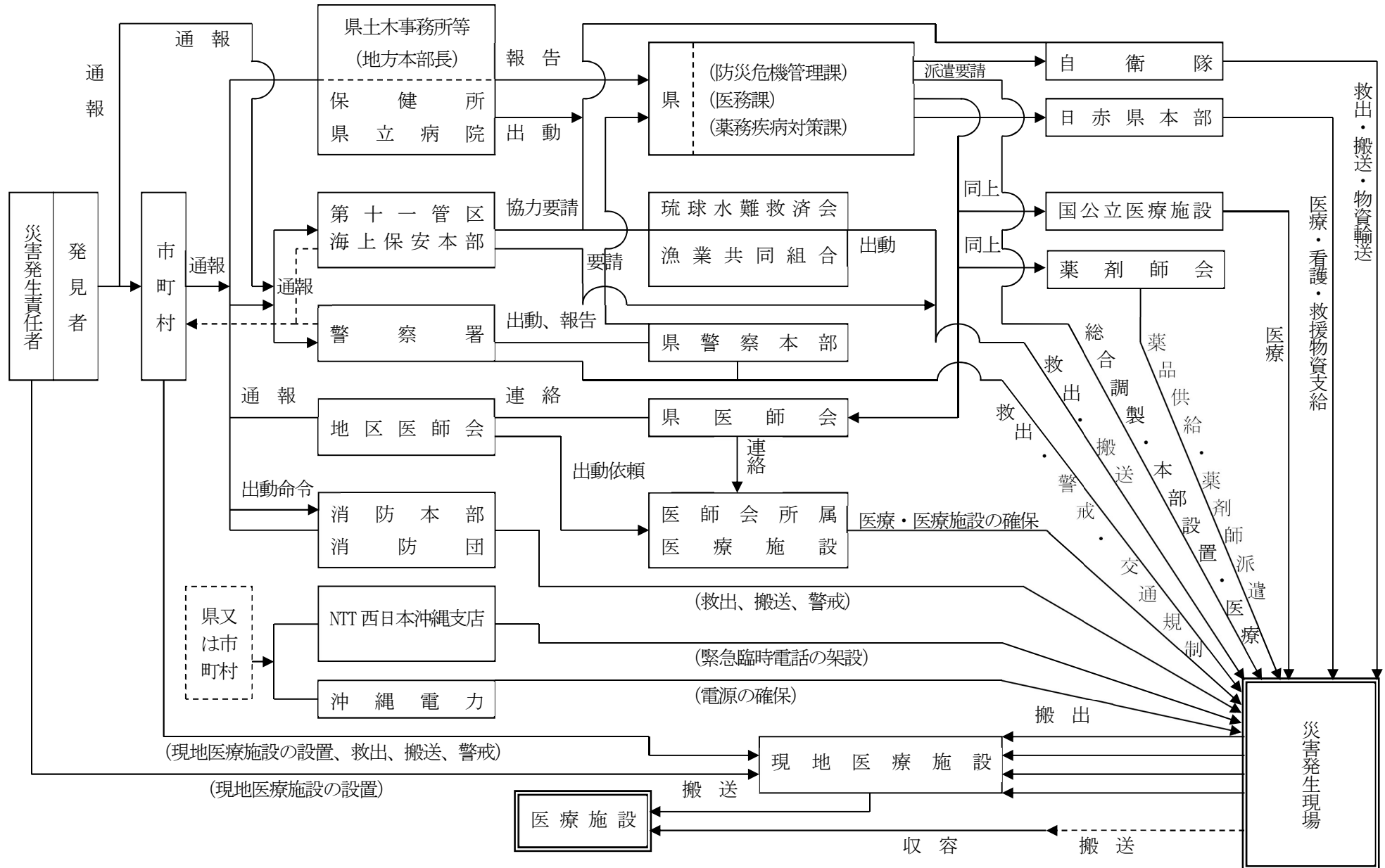


資料 3-24 救急医療における災害発生の連絡系統図



参考資料

〈沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図〉



参考資料

資料 3—25 緊急輸送道路一覽

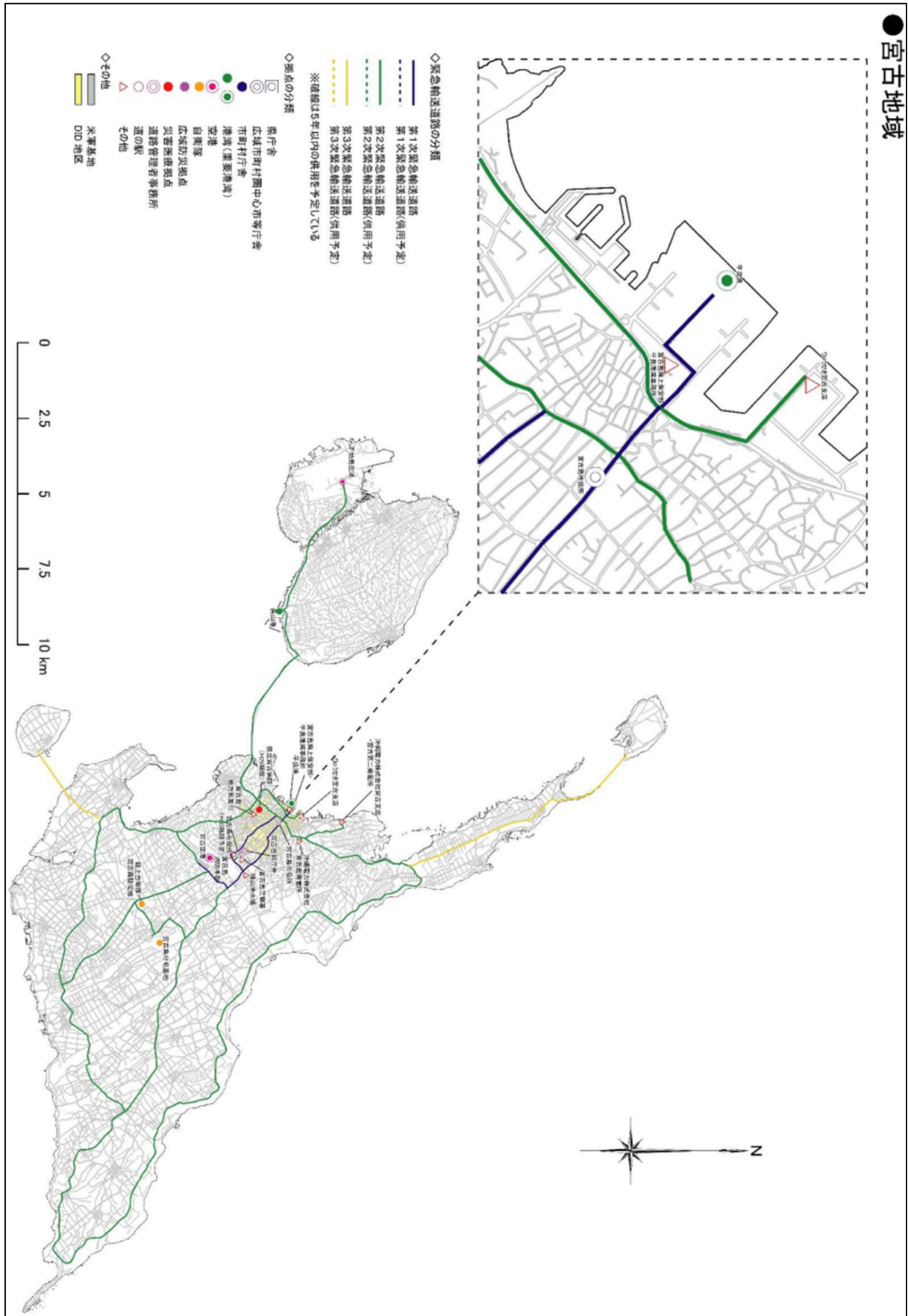
機能区分	道路種別	路線名	区間(交差点)	路線現況延長(km)
第1次 緊急輸送道路	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前	0.9
	主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良西里～袖山入口	0.7
	一般県道	平良新里線	宮古島市平良～袖山入口	4.6
	一般県道	高野西里線	平良港～北給油所、郡農協前～空港	1.9
	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	平良西里～北給油所	0.7
	港湾道路	臨港道路漲水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口	0.3
	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港	0.3
第2次 緊急輸送道路	国道(指外)	国道390号線	宮古島市平良港～城辺	27.6
	主要地方道	平良城辺線	平良郡農協前～城辺福里	10.9
	主要地方道	保良西里線	宮古島市城辺～平良西里	32.1
	主要地方道	下地島空港佐良浜線	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間	1.3
	一般県道	高野西里線	平良西里	2.0
	一般県道	平良新里線	空港前交差点～新里交差点	7.4
	一般県道	平良久松港線	宮古島市平良西里～平良久貝	1.8
	一般県道	長山佐良浜港線	宮古島市伊良部池間添～伊良部国仲	4.6
	一般県道	平良下地島空港線	宮古島市平良久貝～伊良部島	5.6
	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	平良西里～宮古島市警察署前	0.3
	市町村道	宮古島市道(北環状線)	宮古島市平良西仲宗根～平良港交差点	0.3
	市町村道	宮古島市道(松原1号線)	宮古島市平良～宮古島地方气象台入口	0.1
	市町村道	宮古島市道(東環状線)	宮古島市平良	1.6
	市町村道	宮古島市道(下崎～西原線)	宮古島市平良～沖縄電力株式会社第二発電所入口	0.2
	市町村道	宮古島市道(A-76号)	荷川取交差点～沖縄電力株式会社宮古島発電所入口	0.2
	市町村道	宮古島市道(野原越七原線)	宮古島市平良	0.2
	市町村道	宮古島市道(上原北部線)	宮古島市上野	0.8

参考資料

機能区分	道路種別	路線名	区間(交差点)	路線現況延長(km)
	市町村道	宮古島市道(山中11号)	宮古島市平良～上野	0.9
	市町村道	宮古島市道(野原前方線)	宮古島市上野	1.5
	港湾道路	港湾道路漲水1号線	宮古島市平良西仲宗根～りゅうせき宮古支店入口	0.2
第3次 緊急輸送道路	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良池間～平良大浦	9.8
	市町村道	来間大橋線	宮古島市下地～来間島	1.9
	市町村道	宮古島市道(皆愛3号線)	宮古島市下地	0.5
	市町村道	宮古島市道(皆愛菅道線)	宮古島市下地	0.3
	市町村道	宮古島市道(洲鎌7号線)	宮古島市下地	0.9

「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成31年2月)」

資料 3-26 緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮古圏域）



参考資料

資料3-27 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項に規定する避難所の設置にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）として、1人1日当たり340円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</p> <p>(5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。</p> <p>(6) 法第4条第1項第1号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 法第4条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。</p> <p>ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日</p> <p>イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第2条第2項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第1項の規定による救助を行う旨を公示した日</p>
応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。</p> <p>イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。</p> <p>ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。</p>

参考資料

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																																
	<p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																																
<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="480 869 1361 1160"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>期間</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 19,200</td> <td>円 24,600</td> <td>円 36,500</td> <td>円 43,600</td> <td>円 55,200</td> <td>円 8,000</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 31,800</td> <td>円 41,100</td> <td>円 57,200</td> <td>円 66,900</td> <td>円 84,300</td> <td>円 11,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1361 1480"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>期間</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 6,300</td> <td>円 8,400</td> <td>円 12,600</td> <td>円 15,400</td> <td>円 19,400</td> <td>円 2,700</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 10,100</td> <td>円 13,200</td> <td>円 18,800</td> <td>円 22,300</td> <td>円 28,100</td> <td>円 3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600																																																										
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700																																																										
<p>医療及び助産</p>	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>																																																																

参考資料

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>(6) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とする。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費 1件当たり30,000円 イ 就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p>

参考資料

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費 (ア) 小学校児童 1人当たり4,800円 (イ) 中学校生徒 1人当たり5,100円 (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,600円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺(附属品を含む。) イ 埋葬又は火葬の費用(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人(12歳以上)219,100円以内、小人(12歳未満)175,200円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者(法第4条第2項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

参考資料

<p>法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類</p>	<p>実費弁償の額</p>
<p>政令第4条第1号から第4号までに掲げる者</p>	<p>(1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500 円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500 円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500 円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200 円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600 円以内 カ 大工 1人1日当たり 25,700 円以内 キ 左官 1人1日当たり 27,300 円以内 ク とび職 1人1日当たり 28,500 円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
<p>政令第4条第5号から第10号までに掲げる者</p>	<p>業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。</p>

沖縄県 災害救助法施行細則 別表第2（第10条関係） 一部改正〔令和5年〕

資料3-28 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- ⑤ 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区 分	損害割合	支援金の支給額			合 計
		(A) 基礎 支援金	(B) 加算支援金		
			再建手段	支給額	
①全壊	50%以上	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
②解体			b 補 修	100万円	200万円
③長期避難			c 賃 借	50万円	150万円
④大規模半壊	40%台	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補 修	100万円	150万円
			c 賃 借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	30%台	-	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補 修	50万円	50万円
			c 賃 借	25万円	25万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

5 事務取扱等

(1) 申請関係

① 申請窓口：市町村

② 添付書類：(A) 基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
(B) 加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

③ 申請期間：(A) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B) 加算支援金 災害発生日から37月以内

(2) 法人の概要

国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(3) 被災者生活再建支援基金の原資

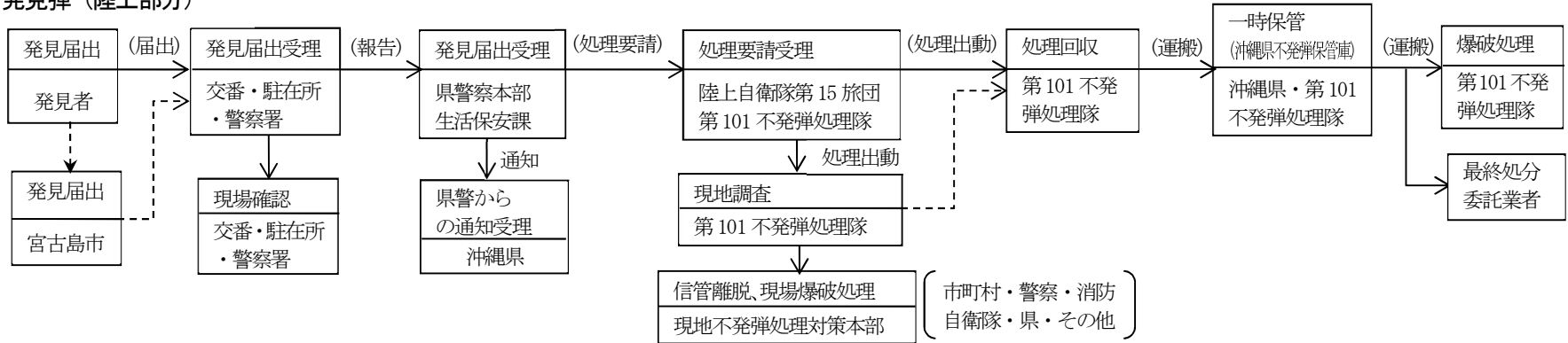
全都道府県から法人に対して総額1,880億円の基金を拠出(本県拠出額：22億8,770万3千円)。負担割合(国：地方=1：1。ただし東日本大震災分は国：地方=8：2)

6 その他

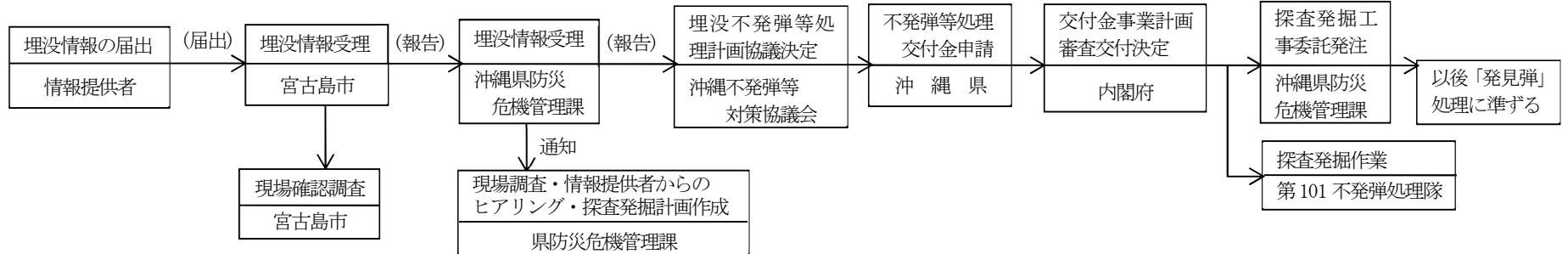
(1) 配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により、別居されている方の住居が被災された場合、加害者である配偶者やその他親族と住民票上は同一世帯であっても、別に生活していることが明らかであれば、住民票上の世帯主に限ることなく申請は可能となります。

資料 3-29 不発弾処理業務の流れ

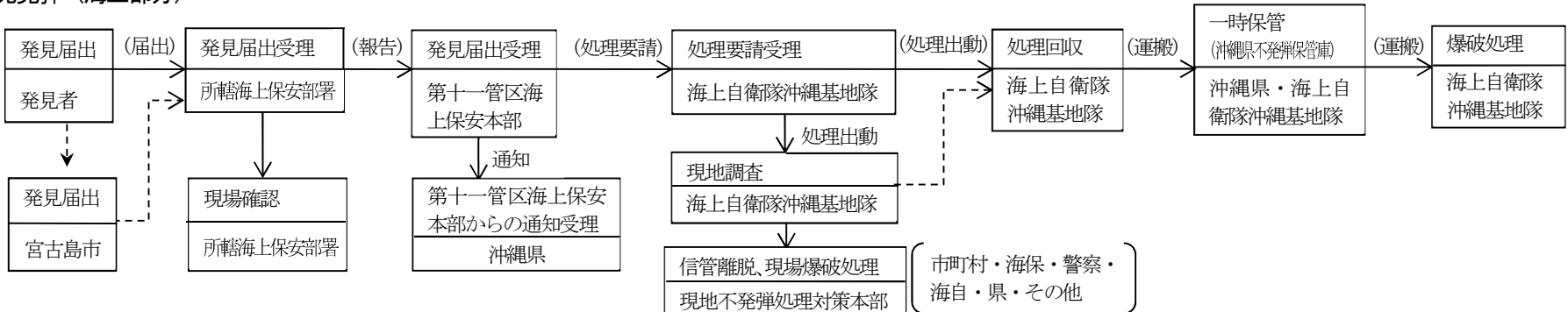
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



【条例・基準・応援協定等】

資料 4-1 宮古島市防災会議条例

宮古島市防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、宮古島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮古島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者を充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 沖縄県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 宮古島市教育長
 - (6) 宮古島市消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) その他特に必要と認め市長が任命し、又は委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員はそれぞれ若干人とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

参考資料

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

参考資料

資料4-2 宮古島市防災会議委員名簿

令和5年度 宮古島市防災会議委員

	所属	職名	氏名	備考
1	宮古島市	市長	座喜味 一幸	
2	宮古島地方気象台	台長	奥平 貞雄	
3	宮古島海上保安部	部長	福本 拓也	
4	内閣府沖縄総合事務局平良港湾事務所	所長	照屋 雅彦	
5	沖縄県宮古事務所	所長	長濱 為一	
6	沖縄県宮古警察署	署長	喜屋武 一郎	
7	沖縄県立宮古病院	院長	岸本 信三	
8	沖縄県宮古保健所	所長	木村 太一	
9	宮古地区医師会	会長	竹井 太	
10	陸上自衛隊第15旅団宮古警備隊	隊長	比嘉 隼人	
11	航空自衛隊宮古島分屯基地第53警戒隊	隊長	坂本 大助	
12	沖縄電力(株)配電部宮古支店	支店長	比嘉 守	
13	NTT 西日本沖縄支店	設備部長	住谷 隆嘉	
14	宮古島市消防団	団長	前川 尚誼	
15	宮古島市社会福祉協議会	会長	野原 勝	
16	宮古島市婦人連合会	会長	本永 安子	
17	宮古島市役所	副市長	嘉数 登	
18	宮古島市教育委員会	教育長	大城 裕子	
19	宮古島市	総務部長	與那覇 勝重	
20	宮古島市	企画政策部長	久貝 順一	
21	宮古島市	産業振興局長	下里 盛雄	
22	宮古島市	福祉部長	松堂 英彦	
23	宮古島市	市民生活部長	友利 毅彦	
24	宮古島市	農林水産部長	石川 博幸	
25	宮古島市	建設部長	川平 陽一	
26	宮古島市	水道部長	兼島 方昭	
27	宮古島市	観光商工スポーツ部長	砂川 朗	
28	宮古島市	教育部長	砂川 勤	
29	宮古島市	生涯学習部長	天久 珠江	
30	宮古島市	消防長	宮國 和幸	
31	宮古島市	子ども家庭局長	仲宗根 美佐子	
32	宮古島市	環境衛生局長	下地 睦子	
33	宮古島市	会計管理者	儀間 博	
34	宮古島市議会事務局	事務局長	下地 貴之	

資料4-3 宮古島市防災会議運営要綱

宮古島市防災会議運営要綱

平成25年11月18日

訓令第42条

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市防災会議条例（平成17年宮古島市条例第12号）第5条の規定に基づき、宮古島市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及びその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し防災会議を招集するいとまがないと認めるとき又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(委員の招集)

第3条 防災会議の招集は、会長の通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定による代理者を指名したときは、あらかじめ文書で会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公表の方法)

第5条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、宮古島市公告式条例（平成17年宮古島市条例第3号）の例による。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例第44号）に準じ支給する。

(平31訓令5・一部改正)

参考資料

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課において行う。

(平26訓令29・平30訓令11・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料 4-4 宮古島市災害対策本部条例

宮古島市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、宮古島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部員長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

参考資料

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

参考資料

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

参考資料

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

参考資料

資料5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

発表官署 宮古島地方気象台

1. 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

2. 警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 宮古島地方気象台

宮古島市	府県予報区	宮古島地方			
	一次細分区域	宮古島地方			
	市町村等をまとめた地域	宮古島			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	167	
	洪水				
	暴風	平均風速	25 m/s		
	波浪	有義波高	6.0 m		
	高潮	潮位	2.0 m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	116		
	洪水				
	強風	平均風速	15 m/s		
	波浪	有義波高	2.5 m		
	高潮	潮位	1.3 m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100 m	
			海上	500 m	
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%			
	低温	最低気温 5℃以下			
霜	最低気温 5℃以下				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120 mm		

※ 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、宮古島市における基準値の最低値を示している。

※ 大雨、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

資料6-1 九州・山口9県災害時応援協定等

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供

参考資料

- ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
- イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という。）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

- 第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

参考資料

(平常時の事務)

- 第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。
- 2 平成23年10月31日に締結された協定は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。
- 2 平成29年10月31日に締結された協定は、廃止する。
この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

福岡県知事 小川 洋
佐賀県知事 山口 義 祥
長崎県知事 中村 法 道
熊本県知事 蒲島 郁 夫
大分県知事 広瀬 勝 貞

宮崎県知事 河野 俊 嗣
鹿児島県知事 三反園 訓
沖縄県知事 玉城 デニー
山口県知事 村岡 嗣 政

九州・山口 9 県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口 9 県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口 9 県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項の規定により応援県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知す

参考資料

るものとする。

(応援担当県等による応援)

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

2 前項の規定による応援実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。

4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表第 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

参考資料

資料 6-2 災害時における協定一覧

(令和 5 年 9 月 28 日現在)

	協定名	締結者	内 容	締結日
1	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン琉球株式会社	被災者の応急救済に係る活動協力。駐車場の一時避難所、水、トイレの提供、食料、生活物資等の提供等	平成 21 年 11 月 6 日
2	津波時一時避難施設使用に関する協定	宮古島皆愛マンション 下地 初美	津波時における一時避難施設としての使用	平成 23 年 9 月 9 日
3	宮古島市・藤枝市災害時相互支援協定	静岡県藤枝市	職員の派遣及び資機材の提供。生活物資の提供。被災児童・生徒の受け入れ、住宅の提供、ボランティアの斡旋等	平成 23 年 10 月 23 日
4	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	県立宮古高等学校 県立宮古総合実業高等学校 県立宮古工業高等学校	地震・津波の災害時に学校施設（グラウンド）を避難所等として利用する。	平成 25 年 6 月 28 日
5	災害用特設電話の設置利用に関する協定	NTT西日本電信電話株式会社沖縄支店	大規模災害時に通信規制を受けずに、通話料が無料でかけられる。市内小学校 20 校・中学校 2 校・平良庁舎及び支所等 5 カ所・下地公民館、来間離島振興センター、大神島離島振興センターの合計 30 カ所に設置される。	平成 26 年 3 月 3 日
6	災害時の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局	本市に災害が発生、発生のおそれがある場合に、各種情報の交換を行う。	平成 26 年 12 月 26 日
7	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会	宮古島市災害ボランティアセンターの設置運営。ボランティアの受け入れ体制の整備等を行う。	平成 31 年 2 月 27 日
8	災害時における LP ガス等供給協力に関する協定	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会宮古支部	災害時に避難所等に LP ガスの供給を行う。	平成 31 年 2 月 27 日
9	災害時における放送要請に関する協定	株式会社エフエムみやこ	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、市民に対し、迅速に、災害情報、防災情報を周知する。	平成 31 年 2 月 27 日
10	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック 株式会社 BRILLIANT	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、資機材の提供を行う。ソーラーシステムのプレハブ等	平成 31 年 4 月 25 日
11	災害時における応急対策の協力に関する協定	一般社団法人 沖縄県建設業協会 宮古支部	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、市が管理する公共施設等を、いち早く応急対策を行う。	令和 2 年 2 月 27 日

参考資料

	協定名	締結者	内 容	締結日
12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に備え市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させる。	令和2年 12月21日
13	災害時における緊急放送に関する協定	株式会社エフエムみやこ	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、市民等に対し、緊急放送により、迅速に、災害情報、防災情報を提供する。	令和3年 3月30日
14	災害時等における人的・物的輸送に関する協定	Azリゾートサービス株式会社、株式会社大神海運、沖縄県バス協会、(資)宮古協栄バス(沖縄県バス協会)、株式会社八千代バス・タクシー(沖縄県バス協会)、(資)共和バス(沖縄県バス協会)、京禾観光株式会社、株式会社宮古島観光バス	大規模災害、国民保護事案等により住民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある場合におけるバスや船舶による人的・物的輸送を行う。 協定締結により平時から連携を構築し、大規模災害時や国民保護事案が発生した際に迅速に対応できる体制を構築する。	令和5年 9月28日

参考資料

【様式等】

資料 7-1 災害対策配備要員名簿【地震・津波 / 台風 / 大雨】 (様式)

令和 年 月 日現在

(部 課)	部長等氏名	
	自宅電話	
	携帯電話	
	備考	

警戒配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

第 一 配 備 要 員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

第 二 配 備 要 員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

参考資料

第三配備 (全職員)	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
氏 名		自 宅		
自宅電話		自宅電話		
携帯電話		携帯電話		
備 考		備 考		

資料7-2 災害対策配備要員報告書（様式）

年 月 日

災 害 対 策 配 備 要 員 報 告 書

総務対策部長 殿

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告します。

	職 名	氏 名	配備時間	備 考
1			時 分～ 時 分	
2			時 分～ 時 分	
3			時 分～ 時 分	
4			時 分～ 時 分	
5			時 分～ 時 分	
6			時 分～ 時 分	
7			時 分～ 時 分	
8			時 分～ 時 分	
9			時 分～ 時 分	
10			時 分～ 時 分	

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されているもの、又は主管部局等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限る。（通常業務の延長としての業務対策は含まない。）

資料 7-3 災害概況調査票（様式）

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

総務班整理番号 _____

●報告者氏名	
●災害対策部及び班名	部 班
●参集報告	
参集日時	年 月 日 時 分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）	
<ul style="list-style-type: none">・自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）・道路の状況・建物被害の状況・救助者の有無・火災の発生状況・その他気付いたこと	
	火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び本部班に連絡する。
●地図・略図	

参考資料

資料7-4 災害調査票（様式）

災害調査票（調査行政区名： ）

災害名		
災害発生日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所 名	建物の 用途	主たる 被害の 原因	被害区分				その他	人的 被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共 建物	その 他			
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		

参考資料

資料 7-5 災害報告様式及び記載方法（様式）

災害即報様式第 1 号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分
被 害 の 状 況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水 棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>						
応 急 対 策 の 状 況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。)

参考資料

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		区分		被害				
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha				
			冠 水	ha				
報告者名		畑	流失・埋没	ha				
			冠 水	ha				
区分		被害		文教施設		箇所		
区分		被害		病院		箇所		
人的被害	死者	人			道路		箇所	
	行方不明者	人			橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人			河川		箇所
		軽傷	人			港湾		箇所
住家被害	全壊	棟			砂防		箇所	
		世帯			清掃施設		箇所	
		人			崖くずれ		箇所	
	半壊	棟			鉄道不通		箇所	
		世帯			被害船舶		隻	
		人			水道		戸	
	一部破損	棟			電話		回線	
		世帯			電気		戸	
	床上浸水	棟			ガス		戸	
		世帯			ブロック塀等		箇所	
人								
床下浸水	棟	り	災世帯数	世帯				
	世帯	り	災者数	人				
非住家	公共建物	棟			火災発生		建物	
		世帯			危険		物件	
	その他	棟			その他		物件	

区分		被害		災害対策本部設置・措置状況
公立文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計	千円			
その他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
その他	千円			
被害総額	千円			

備考	1.設置年月日時分			
	2.廃止年月日時分			
	3.避難状況			
	4.応援要請の概要			
	5.応急措置の概要			
	6.救助活動の概要			
	7.その他の措置			
	災害救助法の適用	有・無		
	消防職員出動延人数	人		
	消防団員出動延人数	人		

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

参考資料

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		区分		被害		
災害名 ・ 確定年月日	災害名		田	流失・埋没	ha	
	月 日 時確定			冠 水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	
				冠 水	ha	
区分		被害		文教施設	箇所	
人的被害	死者	人	その他	病院	箇所	
	行方不明者	人		道路	箇所	
	負傷者	重傷		人	橋りょう	箇所
		軽傷		人	河川	箇所
住家被害	全壊		その他	港湾	箇所	
	棟			砂防	箇所	
	世帯			清掃施設	箇所	
	人			崖くずれ	箇所	
	半壊			鉄道不通	箇所	
	棟			被害船舶	隻	
	世帯			水道	戸	
	人			電話	回線	
	一部破損			電気	戸	
	棟			ガス	戸	
世帯		ブロック塀等	箇所			
床上浸水		棟				
世帯						
人						
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数	世帯		
世帯			り 災 者 数	人		
人						
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件	
	その他	棟		危険	物件	
				その他	物件	

区分		被害	
公立文教施設	千円		
農林水産業施設	千円		
公共土木施設	千円		
その他の公共施設	千円		
小計	千円		
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
その他	千円		
被害総額	千円		

災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分		
	2.廃止年月日時分		
	3.避難状況		
	4.応援要請の概要		
	5.応急措置の概要		
	6.救助活動の概要		
	7.その他の措置		
災害救助法の適用		有・無	
消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	

備考	災害発生場所		
	災害発生年月日		
	災害の種類概況		
	消防機関の活動状況		
	その他（避難指示等の状況）		

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

参考資料

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計					

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

参考資料

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物等被害

沖縄県宮古島市

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	h a	h a	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

1. 林産物等被害

沖縄県宮古島市

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 家畜等及び蚕繭被害

沖縄県宮古島市

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

沖縄県宮古島市

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

参考資料

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

沖縄県宮古島市

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 (宮古島市)

区分		災害名	計						
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷 人 軽傷 人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
床上浸水	棟								
	世帯								
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他の	棟							
その他の	田	流失、埋没	ha						
		その他の	ha						
	畑	流水、埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険	件							
	その他の	件							
り	災世帯数	世帯							
り	災者数	人							
公	共文教施設	千円							
農	林水産業施設	千円							
公	共土木施設	千円							
そ	他の公共施設	千円							
その	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
そ	のその他	千円							
被	害総額	千円							
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災	害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消	防職員出動延人数	人							
消	防団員出動延人数	人							

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

被害状況の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

参考資料

被害区分	判定基準
田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

参考資料

被害区分		判定基準
その他の	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料：災害報告取扱要領（令和5年5月消防庁第55号）

資料 7-6 自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

災害派遣要請要求書様式

		第	号
		年	日
		月	
沖縄県知事	様		
		宮古島市長	印
自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

資料 7-7 避難指示等発令情報（様式）

別紙様式 1

避難指示等発令情報

宮古島市

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む。）

① 高齢者等避難（根拠：災害対策基本法第 56 条）

「災害が発生するおそれがある状況」や、「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況」において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令する情報。

「高齢者等避難」が発令された場合は、高齢者等は危険な場所から避難する。

避難に時間を要する高齢者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれる。

② 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「災害が発生するおそれが高い状況」や、「災害リスクのある区域の居住者などが危険な場所から避難すべき状況」において、市長から「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令される情報。

「避難指示」が発令された場合は、居住者等は危険な場所から全員避難する。

居住者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれる。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- ①大雨による浸水の危険があるため
- ②大雨による土砂災害の危険があるため
- ③地震による土砂災害の危険があるため
- ④地震による家屋崩壊の危険があるため
- ⑤地震による津波発生のおそれがあるため
- ⑥地震による津波警報が発表されたため
- ⑦その他（ ）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線）

FAX（防災無線）

防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

参考資料

避難者一覧表（避難所以外の避難者用）

（避難場所名称：

）

番号：

番号	世帯区分※1	氏名	住所	性別	年齢	避難状態※2	要配慮事項※3	情報公開※4	名簿番号	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

◎市担当者は、避難所以外で避難している人が記入した「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」をとりまとめ、この表を作成してください。

（記入にあたって）

- ※1 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに「実線」で区切ります。
- ※2 避難状態は「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」と同様に次の区分とし、記号で記入します。
ア. テント / イ. 車 / ウ. 在宅避難者 / エ. その他
- ※3 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。病気や障がい等特別の配慮が必要である人、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要な人、アレルギーのある人など、その概要を記入（詳細は、「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」に記入してもらいます。）外国人の場合は、国籍・パスポートNo.・言語・日本語(○、△、×)等を記入します。
- ※4 名簿の公開を同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」と記入します。

参考資料

避難者名簿（避難所入所者用）

（避難所名： ）

番号：

①	世帯代表者名 <small>ふりがな</small>		電話		
	住 所				
②	入 所 年 月 日	年 月 日	所属自治会名		
	家 族 ※ここに避難した人だけ書いてください。	氏 名 <small>ふりがな</small>	性別	年齢	要配慮※
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
	要 配 慮 内 容	※配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入してください。 (病気や障がい等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。)			
親 族 等 の 連 絡 先	住所 氏名 電話				
家屋被害状況	1全壊(焼) 2流失 3大規模半壊 4半壊(焼) 5一部損壊(準半壊) 6一部損壊(10%未満) 7床上浸水 8床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通				
特 技 ・ 資 格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。) 特技・資格の内容 氏名				
③	安否確認など他からの問合せに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？	良い・良くない			
④	退 所 年 月 日	年 月 日			
	転 出 先	住所 氏名 電話			

※この名簿は、世帯代表の方が記入し、避難所運営委員会へお渡しく下さい。

【避難者の方へ】

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所運営委員会総務班に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問合せに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

参考資料

避難者名簿（避難所以外の避難者用）

（避難場所名称： ） 番号：

①	世帯代表者名 <small>ふりがな</small>			電話			
	住 所						
②	入 所 年 月 日	年	月	日	所属自治会名		
	家 族	<small>ふりがな</small> 氏 名	避難状況 ^{※1}	性別	年齢	要配慮 ^{※2}	備考
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			
		<small>※1：ア. テント / イ. 車 / ウ. 在宅避難者 / エ. その他 ※2：配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入してください。</small>					
	要 配 慮 内 容	(病気や障がい等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。)					
親 族 等 の 連 絡 先	住所 氏名 電話						
家屋被害状況	1全壊（焼） 2流失 3大規模半壊 4半壊（焼） 5一部損壊（準半壊） 6一部損壊（10%未満） 7床上浸水 8床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通						
特 技 ・ 資 格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。) 特技・資格の内容 氏名						
③	安否確認など他からの問合せに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？				良い ・ 良くない		
④	移 転 年 月 日	年	月	日			
	移 転 先	住所 氏名 電話					

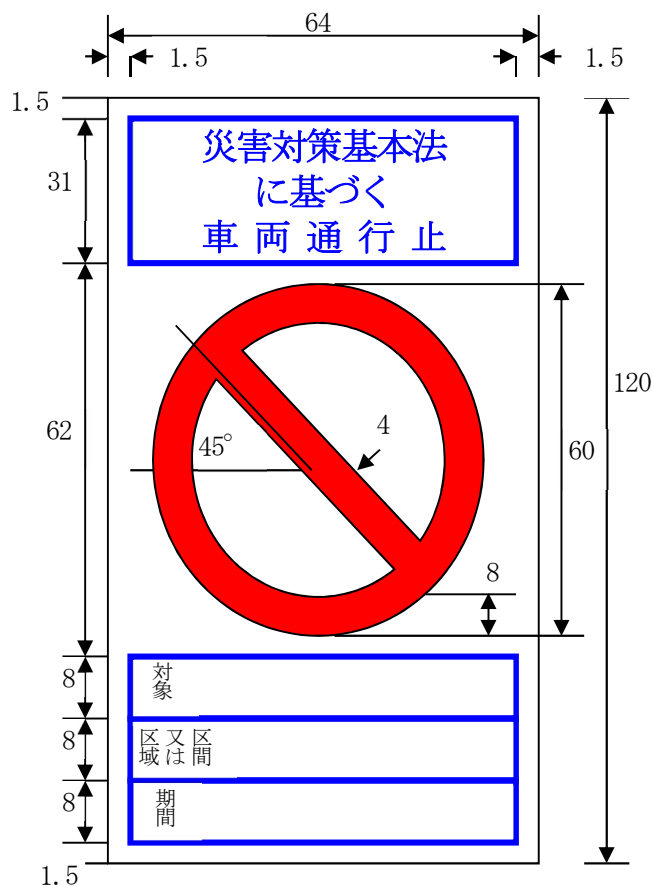
※この名簿は、世帯代表の方が記入し、最寄りの避難所の市担当者へお渡しください。

【避難所以外に避難している方へ】

- ・この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所生活と同等の食料・物資などの支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所の市担当者に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問合せに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

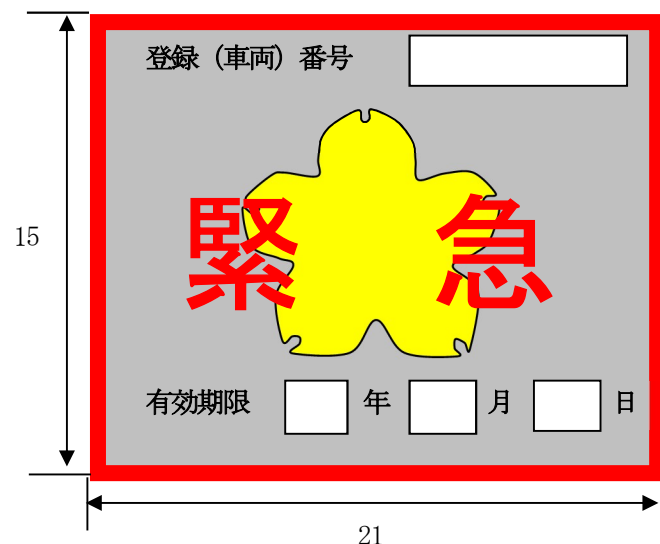
資料 7-9 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）

[様式 1] 〈車両通行止〉



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

[様式 2] 〈緊急通行車両標章〉



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

参考資料

[様式 3] (証明書)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

※ 用紙は、日本工業規格A5とする。

参考資料

資料 7-11 生活必需品等の供給状況（様式）

生活必需品等の供給状況

作成者				整理番号				
住家被害区分	世帯主氏名及び住所	世帯構成人員	供給月日	供給物資				供給額計
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				

※「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
「供給物資」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

参考資料

資料7-12 行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）

行方不明者届出票		届出月日			
		受付番号			
		受付者氏名			
種別	1 行方不明者 2 身元不明死体 3 その他				
氏名		性別		年齢	
本籍					
現住所					
死体の現場					
届出人 (氏名) (住所) (電話) (行方不明者等との続柄)					
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					

参考資料

捜 索 者 名 簿

整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				

参考資料

資料 7-13 遺体調書等 (様式)

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体 2 遺体引受人のいない遺体 3 その他				
遺体発見日時		年 月 日 時 分頃				
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					
遺族その他関係者	現住所	連絡先 ()				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し: 年 月 日)				
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し: 年 月 日)				
検視 (検分) 日 時	月 日 時 分	検視 (検分) 者				
検案日時	月 日 時 分	検 案 医 師				
火葬許可証 公布 日	年 月 日	火 葬 日	年 月 日			
(所持品の処理)				(備考)		

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。

参考資料

資料 7-14 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

（従事命令、協力命令）

従事第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出張すべき場所	

（備考：用紙は日本工業規格 A 5 とする。）

（保管命令）

保管第 号 公 用 令 書 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考：用紙は日本工業規格 A 5 とする。）

参考資料

(管理、使用、収用)

管理第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 令 書</h2> 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり 年 月 日 処分権者 氏名 管理 を使用する。 収用 印																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																								
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																									

(備考：用紙は日本工業規格A 5とする。)

(変 更)

変更第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</h2> 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号) に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれ を交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印
変更した処分内容

(備考：用紙は日本工業規格A 5とする。)

参考資料

(取 消)

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
住所 氏名	
第 71 条	
災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号） に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付す る。	
年	月 日
処分権者	氏名
	印

(備考：用紙は日本工業規格A5とする。)

参考資料

資料7-15 ボランティア登録名簿（様式）

ボランティア登録名簿（整理番号）

登録 番号	氏名又は 団体名	住 所	連 絡 先	資 格	希望する活動	備 考

※ 備考欄には、活動可能期間及び宿泊施設等を記入する。

資料 7-16 罹災証明申請書等 (様式)

(第 1 号様式)

罹災証明交付申請書

宮古島市長 殿

令和 年 月 日

申請者 (世帯主) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

下記の災害に係る住家の罹災証明書の交付を申請します。

罹災原因	年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災住家の所在地			
住家の被害状況			
申請理由			
申請枚数		備考	

※住家とは、現実に居住 (世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。) のためにしようしている建物のことをいいます。

(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

※被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 【 確認しました 】

代理申請の場合は、下記の委任状に記入して下さい。

委任状	
令和 年 月 日	
宮古島市長 殿	
私は、下記の者を代理人と定め、罹災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。	
住所 _____	
氏名 _____	
(署名又は記名押印)	

自己判定調査 同意欄 (希望する場合)	<p>○自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要になります。(現地調査は行いません)</p> <p>○自己判定調査で交付できる罹災証明書は住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。</p>
---------------------------	--

(第2号様式)

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	
------	--

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現に居住している（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宮古島市長

印

参考資料

(第3号様式)

罹災届出証明交付申請書

宮古島市長 殿

令和 年 月 日

住所 _____
 申請者 氏名 _____ 印
 連絡先 _____

下記の災害に係る住家以外の罹災届出証明書の交付を申請します。

罹災原因	年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災場所			
被害状況			
申請理由			
申請枚数		備考	

※代理申請の場合は下記の委任状に記入して下さい。

委任状	
令和 年 月 日	
宮古島市長 殿	
私は、下記の者を代理人と定め、罹災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。	
住所 _____	
氏名 _____	
(署名又は記名押印)	

罹災届出証明書

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第 号
 令和 年 月 日

宮古島市長 印

**宮古島市地域防災計画
参 考 資 料**

(令和5年度修正)

発 行 宮 古 島 市 防 災 会 議
事務局 宮古島市総務部防災危機管理課
宮古島市平良字西里 1140 番地

電 話 (0980) 72-3751

F A X (0980) 73-1645